

厚岸町議会 第3回定例会

平成19年9月19日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、菊池議員、10番、谷口議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。

- 谷口委員長 議会運営委員会の開催が昨日9月18日行われましたので、その協議内容についてご報告を申し上げます。
協議内容は、第3回定例会の議事運営についてであります。
1、報告、諸般報告と例月出納検査報告2件がございます。
2として、議会提出の案件についてであります。アとして、請願第1号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、全頭検査への予算措置の継続を求める請願。本請願の審査につきましては、本会議において審査することとなりました。イとして、意見書案第3号 道路整備に関する要望意見書。本意見書についても、本会議において審査することとなりました。ウ、議員の派遣についてであります。本会議において議決することとなりました。
3、各委員会から予定される案件でございますが、各常任委員会より所管事務調査報告書と閉会中の継続審査の申し出が、各常任委員会及び議会運営委員会から行われます。
次に、町長提案の議案についてであります。アとして、認定第1号から第2号、決算の認定2件であります。本2件については、事業会計決算審査特別委員会を設置し、本議案を付託し、会期中の審査を行うことといたしました。イ、報告第8号 専決処分事項の件についてであります。本会議において審査を行うことといたしました。ウ、諮問第1号、第2号についても本会議において審査することとなりました。エ、議案第55号から第56号、一般議案2件についても本会議で審査することにいたします。
5、議案第57号から第58号、条例2件についても本会議で審査することとなりました。ほか議案第59号から第64号、補正予算6件ありますが、本6件の審査につきましては、各会計補正予算審査特別委員会へ付託し、会期中の審査をすることとなりました。

5 番目、一般質問は 9 人の通告があります。

6 番目として、会期については 9 月 19 日本日より 21 日までの 3 日間とすることになりました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長（南谷議員） 委員長さん……。

（発言する者あり）

●谷口委員長 訂正させていただきます。

先ほどの意見書案ですが、意見書案第 5 号 道路整備に関する要望意見書です。申しわけありません。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日 9 月 19 日から 21 日までの 3 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 9 月 19 日から 21 日までの 3 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第 4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出されています議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成 19 年 6 月 20 日開会の第 2 回定例会終了から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第 5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考にご供していただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 日程 6、請願第 1 号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、

全頭検査への予算措置の継続を求める請願を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（南谷議員） 紹介議員であります大野議員より説明を求められておりますので、これを許します。

11番、大野議員。

●大野議員 ただいま議題になっております請願第1号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、全頭検査への予算措置の継続を求める請願につきましては、ただいま職員が朗読した文面内容に尽きるわけでごさいます、月齢制限を20カ月未満から30カ月齢未満まで拡大容認することは、輸入条件につながるものであり、多くの国民は望んでおりません。

また、国は都道府県が行う20カ月齢以下のBSE検査への助成を打ち切ることを決めましたが、多くの自治体では検査の継続を検討しております。また、このBSE検査は、消費者の安心、安全な牛肉を維持するためにも絶対必要な検査でありまして、どうか本請願につきまして議員各位のご理解とご賛同をいただき、ぜひご採択くださいますようお願い申し上げます。

以上、補足説明といたします。

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

本請願については、急を要するため委員会付託を省略し、本会議で審査いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、委員会付託を省略し、本会議で審査することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本請願を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採することに決定しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、認定第1号 平成18年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成18年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、本2件の提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） おはようございます。

ただいま上程いただきました認定第1号 平成18年度厚岸町水道事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

配付の決算書の1ページをお開き願います。

平成18年度厚岸町水道事業会計決算報告書でございます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

初めに、収入でございます。

1款水道事業収益は、予算2億5,283万1,000円に対し、決算では2億5,362万5,453円となり、予算に対し79万4,453円、0.31%の増となりました。これは1項営業収益で予算2億5,206万4,000円に対し、決算では2億5,285万7,750円となり、予算に対し79万3,750円、0.31%の増となったものでございます。

また、2項営業外収益で予算76万7,000円に対し、決算では76万7,703円となり、予算に対し703円、0.09%の増となったものであります。

次に、支出であります。1款水道事業費用は、予算2億4,517万8,000円に対し、決算では2億4,345万8,645円の執行で、171万9,355円、0.7%の不用額となりました。

これは1項営業費用で、予算1億9,955万5,300円に対し、決算では1億9,803万6,514円の執行で、151万8,786円、0.76%の不用額となりました。

2項営業外費用では、予算4,542万2,700円に対し、決算では4,542万2,131円の執行で、569円、0.001%の不用額となりました。

4項予備費については、予算20万円に対し支出がなく、全額不用額となったものであります。

次に、2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、1款資本的収入では、予算8,523万5,000円に対し、決算では8,520万6,723円で、2万8,277円の減となりました。

これは、1項企業債で、予算6,790万円に対し、決算も同額であります。

4項他会計補助金はございません。

5項工事負担金で、予算370万7,000円に対し、決算では367万8,300円で、2万8,700円の減となりました。

6項補償金では、予算1,362万8,000円に対し、決算では1,362万8,423円で、423円の増となったものであります。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算 1 億5,663万5,000円に対し、決算では 1 億5,649万9,620円で、13万5,380円の不用額でありました。

これは 1 項建設改良費で、予算 1 億790万8,000円に対し、決算では 1 億777万3,219円で、13万4,781円の不用額であります。

2 項企業債償還金では、予算4,872万7,000円に対し、決算では4,872万6,401円で、599円の不用額となりました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,129万2,897円、これにつきましては、過年度分損益勘定留保資金6,616万840円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額513万2,057円で補填するものでございます。

3 ページは損益計算書でございます。

当年度における経営成績を示しております。収益から費用を差し引いた当年度の純利益は4,271,002円でございます。

次に、4 ページをお開き願います。

4 ページ、5 ページは、剰余金計算書でございます。当年度における剰余金の変動について記載しております。内容については、記載のとおりであります。説明は省略させていただきます。

次、6 ページをお開き願います。

剰余金処分計算書の案でございます。当年度未処分利益剰余金916万2,476円を減債積立金に200万円、建設改良積立金に200万円、合計400万円を積み立てし、残る516万2,476円を翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

7 ページ、8 ページは貸借対照表であります。平成19年3月31日現在の財産状況を記載してございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、9 ページからは事業報告書でございます。

9 ページは、総括事項として経営の概況を記載しております。内容は、記載のとおりでございます。

10ページは、事業の概況でございます。

1、管路整備では、道路改良による布設替えや老朽管の更新、また新設など、合わせて856.32メートルを整備いたしました。また、年次計画で進めております老朽化した仕切弁の整備として、当年度は7台整備いたしました。

2、設備改修では、浄水場大改修整備事業で、本館屋根の改修、薬品注入設備の整備を実施し、またポンプ場の機器更新や配水池の機器更新を行いました。

3、メーター設備では、新規に56個のメーターを設置し、検満メーター419個の取りかえを行いました。

10ページの下の方、(2) 議会議決事項、11ページの(3) 行政官庁の認可事項、(4) 職員に関する事項は記載のとおりでございます。

12ページをお開き願います。

2の工事につきましては、1、建設改良の概況、次のページの(2) メーター設備費について、いずれも記載のとおりでございます。

3の業務につきましては、(1) 業務量では、給水人口は1万75人で、前年度に比べ129人の減となりました。給水戸数は5,540戸で、前年度に比べ185戸の増、配水量は151万1,278

立方メートルで、前年度に比べ2万9,857立方メートルの減、有収水量は108万564立方メートルで、前年度比1万560立方メートルの減でしたが、有収率は71.5%で、前年度比0.7ポイントの増となりました。1日の平均配水量は4,140立方メートルで、前年度比82立方メートルの減、1日の最大配水量は5,634立方メートルで、前年度比28立方メートルの減となっております。

その下は、(2) 事業収入に関する事項、そして次の14ページに(3) 事業費に関する事項がございますが、内容についてはお手元に配付の認定第1号説明資料、平成18年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書(消費税抜き)、これによりご説明をいたします。

まず、収入であります。1款1項1目給水収益では、2億4,024万905円で、前年度比0.4%の減となっております。これは人口減による需要の減少、それから町民の皆さんの節水意識、それから少子・高齢化の進展による利用形態の変化などによりまして、一般用で101万2,106円の減となりましたほか、営業用、団体用など総じて減となり、水産加工所などの工業用で伸びてございますが、結果として全体で減となったものでございます。内訳は説明欄記載のとおりでございます。

2目受託工事収益では、57万6,000円で、前年度比50%の増、これは給水工事手数料の増でございます。

2項1目、他会計補助金はゼロ円でございます。

2目受取利息及び配当金では、17万3,565円で、前年度比35.8%の増、これは預金利息が2万6,909円の増、貸付金利子が1万8,822円の増でございます。

3目雑収益では、57万7,569円で、前年度に比べ56万8,784円の増であります。これは配水管破損補償金24万6,198円、漏水事故補償費32万2,800円の増などがございます。

次に、支出であります。

1款1項1目原水及び浄水費では、4,451万4,325円で、前年度比2.5%の増でございます。凝集剤や粉末活性炭など薬品費の増が主なものでございます。

2目配水及び給水費では818万2,771円で、前年度対比8.6%の減でございます。修繕費の減が主なものでございます。

4目総係費では、4,778万9,045円で、前年度比3.6%の減であります。これは職員の人事異動に伴い、会計間の異動によって給与費の減などがあったものでございます。

5目減価償却費では、9,080万1,298円で、前年度比3.6%の増であります。これは説明欄記載のとおり構築物、建物附属設備、機械及び装置の減価償却費の増でございます。

6目資産減耗費では、433万8,743円で、前年度比83%の増であります。これは配水管の処分による除去費の増などがございます。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、4,101万3,431円で、前年度比2.5%減となっております。これは、企業債利息の減でございます。

2目消費税及び地方消費税はゼロ円でございます。

3目雑支出では、65万7,424円で、これは資本金収入に計上されております補償金が特定収入となったため、仕入れ消費税額から減額調整する分でございます。

以上により水道事業収益から水道事業費用を控除した当年度純利益は、427万1,002円で、前年度比は41.5%の減でございました。

ここで決算書の14ページにお戻り願います。

下の方の(4)給水装置工事の状況、(5)委託調査業務、次のページになりますが、4の会計(1)企業債の概況、(2)議会の議決を経なければ流用できない経費の決算については、いずれも記載のとおりでございます。

16ページをお開き願います。

16ページから18ページまでは、収益費用明細書でございます。

次の19ページは固定資産明細書、20ページにつきましては企業債明細書でございます。いずれも記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で認定第1号 厚岸町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長(南谷議員) 病院事務長。

●病院事務長(斉藤事務長) ただいま上程いただきました認定第2号 平成18年度厚岸町病院事業会計決算の内容について、ご説明を申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。

平成18年度厚岸町病院事業決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出から説明を申し上げます。

収入であります。1款病院事業収益では、予算13億971万8,000円に対し、決算では13億1,119万433円となり、予算に対し147万2,433円、0.1%の増となっております。これは1項医業収益で、予算9億8,730万円に対し、決算では9億8,857万6,250円となり、予算に対し127万6,250円の増となったものであります。

2項医業外収益で、予算3億2,241万8,000円に対し、決算では3億2,261万4,183円となり、予算に対し19万6,183円の増となったものであります。

次に、支出であります。1款病院事業費用では、予算13億911万3,000円に対し、決算では12億7,476万2,565円の執行で、3,435万435円、2.6%の不用額となっております。

これは、1項医業費用で、予算11億9,452万5,000円に対し、決算では11億6,855万6,787円の執行で、2,596万8,213円の不用額であります。

2項医業外費用では、予算1億1,428万8,000円に対し、決算では1億620万5,778円の執行で、808万2,222円の不用額であります。

3項予備では、30万円の予算に対し支出がなく、全額不用額になったものでございます。

2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入、予算1億913万4,000円に対し、決算では1億913万2,916円で、予算に対し1,084円の減であります。

これは、1項補助金で一般会計及び防衛施設周辺整備の補助金であります。

次に、支出であります。

1款資本的支出では、予算1億1,013万4,000円に対し、決算では1億1,013万2,916円で、1,084円の不用額でございます。

これは、1項建設改良費で予算1,817万1,000円に対し、決算では1,817万250円で750円の不用額、さらに2項企業債償還金では予算9,196万3,000円に対し、決算では9,196万2,666円で334円の不用額であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100万円につきましては、昨年度いただいた寄附金をもって補填するものでございます。

3ページは、事業損益計算書であります。

収益から費用を引いた計算書であります。下から3行目にあります当該年度純利益が3,094万5,918円で、平成12年度以来6年ぶりの黒字決算であります。

4ページをお開き願います。

4ページ、5ページは余剰金計算書、5ページ下段は欠損金処理計算書ですが、平成18年度末の累積欠損金10億1,782万866円を翌年度へ繰り越す内容でございます。

6ページをお開きください。

6ページ、7ページは、貸借対照表でございます。平成19年3月31日現在の財産状況であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページ、お開き願います。

8ページは、事業報告書ですが、前年度と比較いたしまして、事業収入で1億8,320万3,351円の増、事業支出では9,577万6,269円の減となっており、その差額2億7,897万9,620円の単年度収支の改善がされました。

なお、平成18年度におきましては、町一般会計補助金の見直しの結果、1億1,718万5,080円の増額になりましたが、増額補助金を除きました病院事業会計の収支では、単年度実質1億6,179万4,540円の経営改善となっております。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

9ページは、議会議決事項、行政官庁認可事項に記載のとおりであります。

職員に関する事項につきましては、正職員数が前年度末68人が本年度末63人で5人の減、嘱託及び臨時職員が45人から26人で19人の減となっております。

10ページをお開き願います。

10ページは、資産取得の概況ですが、医療機械9点を取得しております。

次に、業務内容ですが、患者数を前年度と比較いたしますと、入院患者数では延べ数で2,385人、1日平均6.6人のそれぞれの増、外来患者数では、延べ数で1万322人、1日平均42.3人のそれぞれの増であります。

次に、病床利用状況ですが、一般病床で9.4%、療養病床で4.1%、指定介護療養型病床で1.9%、それぞれの増となり、全体では6.7%の増であります。

11ページは、事業収入に関する事項、12ページは、事業費に関する事項ですが、内容につきましては、お手元に配付させていただいております平成18年度厚岸町病院事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜き）により説明をさせていただきます。

まず、収入でございます。

1款1項1目入院収益では、5億706万8,020円の決算で、前年度対比8%の増となっております。内容につきましては、患者数が2,385人の増ですが、金額では1人1日当たり371円の減となっております。

(発言する者あり)

- 病院事務長（斉藤事務長） 失礼いたしました。認定第2号の資料で今説明しております。申しわけございません。

2目に入ります。2目外来収益では、4億2,841万9,028円で、前年度対比5.5%の増となっております。内容につきましては、患者数が1万322人の増であります。1人1日当たりの金額では、1,068円の減となっております。説明欄に記載のとおりであります。

なお、当院では、患者数の増加で収入の確保をいたしましたけれども、昨年4月から大幅な診療報酬マイナス改定では、3,169万1,000円の収入減の影響を受けております。

3目その他医業収益では、5,063万2,579円で、前年度対比12.3%の増であります。予防接種、一般健診の増に伴う公衆衛生活動収益が主な増加であります。

次に、2項2目患者外給食収益では170万3,381円、前年度対比12.3%の増で、職員用給食の増であります。

3目その他医業外収益では、673万8,951円で、前年度対比4.9%の増で、医師住宅使用料の増であります。

4目他会計補助金では、3億1,381万4,084円で、前年度対比59.6%の増、一般会計からの補助金1億1,718万5,080円の増であります。

5目雑収益では117円で、前年度対比40%の減であります。消費税の1,000円単位切り捨て計算による端数分の計上であります。

次に、支出であります。

1款1項1目給与費では、6億6,611万3,257円で、前年度対比9.1%の減。内容につきましては、看護師ほか医療技術員4.7人の減、2階看護補助者、夜警員の直接雇用から業務委託への切りかえなどによる減であります。

2目材料費では、1億7,746万1,164円で、前年度対比15.6%の減であります。内容につきましては、品目を初め厳選した医療材料費の購入、数量・在庫管理の徹底やジェネリック薬品、さらには透析患者薬の院内から院外処方への切りかえ、診療報酬マイナス改定に伴う薬品費の値引きによる減が主なものでございます。

3目経費では、2億4,790万9,684円で、前年度対比5.1%の増であります。内容につきましては、2階看護補助者及び夜警員などの委託料3,381万1,997円、燃料費単価アップによる89万2,493円、消化器内科医師派遣負担金50万731円の増が主なものであります。

4目減価償却費では、6,992万9,776円で、前年度対比10%の減であります。

5目資産減耗費では、336万4,118円で、前年度対比367.9%の増であります。内容につきましては、医療機械の処分に伴う除却費の増であります。

6目研究研修費では317万6,221円で、前年度対比5.7%の減、主に図書費の減によるものであります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、8,848万3,410円で、前年度対比1.9%の減であります。

2目医療技術員確保対策費では、634万6,567円で、前年度対比1.4%の減であります。

3目雑損費では、1,031万8,045円で、前年度対比11.9%の減であります。内容につき

ましては、記載のとおりであります。

4目繰延勘定償却では、432万8,000円で、前年度と同額でございます。

以上、収益的収支の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますけれども、決算書の13ページにお戻り願いたいと思います。

4の会計の(1)企業債の概況、(2)は一時借入金の概況、(3)は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算について、さらに14ページから17ページ、収益費用明細書でございます。さらに、18ページは固定資産明細書でございます。19ページは、企業債明細書でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明であります。認定第2号 平成18年度厚岸町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(南谷議員) 次に、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

- 監査委員(今村監査委員) ただいま上程されました平成18年度厚岸町水道事業会計並びに病院事業会計につきまして、決算審査に付されましたので、その概要を申し上げます。

なお、金額につきましては、消費税及び地方消費税込みの額で申し上げます。

初めに、水道事業会計より申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入では2億5,362万5,453円に對しまして、支出は2億4,345万8,645円となり、差し引き1,016万6,808円が本年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入の8,520万6,723円に對し、支出は1億5,649万9,620円となり、差し引き7,129万2,897円の収入不足と相なりますが、不足する額については、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填処理をしております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入では13億1,119万433円に對しまして、支出は12億7,476万2,565円となり、差し引き3,642万7,868円が当年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入の1億913万2,916円に對しまして、支出は1億1,013万2,916円となり、差し引き100万円の収入不足となりますが、不足する額については、繰越寄附金で補填処理を行っております。

以上、平成18年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を述べましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成18年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算にかかわる各諸帳簿は、いずれも関係法令に準拠して作成され、また、表示された計数についても誤りがないものと認められました。

なお、水道事業につきましては、引き続き水需要の多様化に即応できるよう、老朽施設や設備の改修、更新を初め耐震対策や水質の高度処理方法の検討など、水の安定供給と効率的な事業運営、住民へのサービス向上に鋭意努力されることを期待するものであります。

また、病院事業につきましては、費用の大幅な削減と収益の増収に努められ、単年度の収支改善が図られたものの、いまだ累積赤字も10億円を超えているので、財政再建と経営改善に向けて一層の努力を望むとともに、地域住民に信頼され、期待される基幹病院として、町民が安心して医療を受けられるよう、引き続き診療体制と内容の充実を図り、なお一層町民の信頼を得られるよう、今後も鋭意努力されますよう期待いたしまして、口頭報告といたします。

- 議長（南谷議員） 本2件の審査方法についてお諮りいたします。

本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く14名の委員をもって構成する平成18年度企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く14名の委員をもって構成する平成18年度企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時52分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第8、報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第8号 専決処分事項の報告について、その内容を説明させていただきます。

恐れ入ります議案書の3ページをお開きください。

本文でございます。緊急執行を要した平成19年度厚岸町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

この内容でございますが、本年7月22日発生の大雨により町道プライベート道路ほか2

路線ののり面崩壊に伴う改修補修事業並びに地方債の発行限度額について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたところでございます。

恐れ入ります。4ページでございます。

総総専第5号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成19年7月30日付でございます。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）でございます。

平成19年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,278万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では2款2項、歳出では1款1項でそれぞれ298万2,000円の補正でございます。

事項別にご説明させていただきます。

恐れ入ります。9ページをお開き願います。

歳入でございます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金8万2,000円の増、22款1項町債、9目災害復旧債、2節土木施設災害復旧債290万円の増でございます。

11ページ、歳出でございます。

10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費、298万2,000円の増、トライベツ道路ほか2路線ののり面崩壊にかかわる改修補修工事費でございます。

恐れ入ります。4ページへお戻り願いたいと思います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の追加は、第2表地方債補正によるものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

「第2表地方債補正」、追加でございます。

起債の目的、災害復旧事業290万円の増、それぞれ起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。

次ページの地方債に関する調書補正であります。

一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

平成18年度末現在高120億3,993万9,000円、今回の専決処分で290万円の増額、年度内発行額が7億6,390万円となり、平成19年度末見込額は117億5,361万5,000円となるものでございます。

以上で報告第8号の説明を終了させていただきます。簡単、雑駁な説明でございますがよろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回、トライベツ道路ほか2路線の災害復旧事業ということで専決処分をされておりますけれども、しばらく議会なかったんですけれども、災害等があったときには、やはり一定の報告を私たちに示してくれてもいいのではないかなというふうに思うんですよね。

かなりの冠水もあったし、あるいはこの間の台風は、たまたまこちらにはそれほどの被害がなかったけれども、停電等のニュースも伝えられておりましたけれども、実際そういうことに対して、私たちにきちんとその内容について知らせていただくということが非常に大事ではないのかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどういうふうに考えているのか、まずお伺いをいたします。

それから、今回の大雨による災害なんですが、これは今回予算措置をされた内容と、あと部分的には町の職員で対応していくというふうにも伺っておりますけれども、現在なお、まだその跡が生々しく残っている場所があちこちで散見されるわけですけれども、それらに対してはどのようにするのか、その辺の対応についてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

谷口議員からは、極めて重要な課題を持つての質問かと承りました。

特に、昨今災害等極めて忘れたところにやってくるんじゃないかと、いつでもやってくるような状況であります。その中で、議会報告として必要なものについては、今後とも議長並びに各常任委員長とも相談しながら、担当の所管する委員会でもいいのか、また議員全体の委員会としての報告でもいいのか、それぞれの場所によっても、またその案件によって違う場合もあると思いますので、よく協議をしながら、連携をとりながら行政と議会を円滑に運営してまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まだ、被災箇所残っているところがあるのではないかと、その対応をどうするのかいうご質問でございますが、これらにつきまして、今回補正を受けたものにつきましては、トライベツ道路、それからトライベツ道路3号、太田3番道路、こういったところがございます。同じようにトライベツ道路の一部等も被災を受けているところもございます。砂利道が掘れているところもございます。そういったところは、町の直営作業で対応していく、こういった考えでございますので、ご理解願いたいと思います。

●谷口議員 はい、いいです。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（南谷議員） 日程第9、これより一般質問を行います。
質問は通告順によって行っていただきます。
なお、厚岸町議会会議運用内規64の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっていますので、申し添えます。
初めに、9番、菊池議員の一般質問を行います。
9番。

●菊池議員 平成19年第3回定例会に当たり、先般通告しております2点について質問いたしますので、町理事者の具体的な回答をお願いいたします。

まず第1点目は、町の財政運営についてであります。

近年、都市と地方の格差拡大が続く中、地方公共団体にあっては、地方交付税の減額が続き、それとともに地方財政が窮迫し、財政力が弱まっている状況の中、行政需要は多様化し、また複雑化してきているわけではありますが、住民ニーズにこたえるために行政はどうあらなければならないかと、町のかじ取りをする町長も、大変厳しい財政情勢の中、どのように財政運営を図っていこうとしているのかについて、町理事者のお考えをお聞きしたく、質問をいたします。

そこで、まず初めに、自治体の財政健全度をあらわす指標についてお伺いいたします。

9月8日付の新聞報道によりますと、総務省は7日、自治体の収入に対する借金の割合を示す実質公債費比率について、都道府県と政令市の07年度速報値を発表し、北海道は全国最悪の20.6%ということで、18%以上で地方債発行に国の許可が必要な起債許可団体となるという、道民にとって前途不安なニュースが出ておりましたのは、ご承知のとおりであります。

厚岸町の財務分析比率について、町民の関心が高まっているのも事実でありますので、ここで具体的にお聞かせいただきたく質問いたします。

最近3カ年、平成16年から18年度の財政力指数、経常収支比率、実質収支比率、公債

費比率の4つにわたる各比率は、それぞれ何%で推移しているかお示しをいただきたいのであります。そして、これらのおのおの示される数値から判断し、将来へ向けての町の財政運営をどのように進めるのかにつきまして、お聞かせいただきたいのであります。

第2点目は、冠水・越波対策についてであります。

近年、大しけの状態が続きますと、町のあちこちが冠水及び護岸越えの越波に襲われる状況になるように、地形が変化しているやに受けとめられる状況にあります。この件については、護岸整備、路面かさ上げ、ポンプ排水等が考えられておりますが、これらの効果的な防災対策について、台風や低気圧等の暴風雨が到来したとき、冠水や越波被害を受けている地区別に被害状況とその対策について、具体的に説明をお願いします。また、実施計画における見直しなどについてもお示しいただきたいのであります。

以上で第1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、菊池議員のご質問にお答えをいたします。

町財政の運営についてのうち、1点目の平成16年度から18年度の財政力指数、経常収支比率、実質収支比率、公債費比率について何%で推移しているかのご質問ですが、それぞれの指数等の推移についてご説明いたします。

まず、財政力指数は平成16年度23.1%、指数にいたしまして0.231、平成17年度は23.5%、指数にいたしまして0.235、平成18年度24.1%、指数にいたしまして0.241となっております。

次に、経常収支比率は、平成16年度88.5%、平成17年度89.7%、平成18年度89.9%となっております。

次に、実質収支比率は、平成16年度3.0%、平成17年度4.2%、平成18年度2.9%であります。

次に、公債費比率は、平成16年度21.4%、平成17年度19.7%、平成18年度16.4%と推移してきている状況であります。

2点目のこれらの示された数値から、将来に向けての町財政運営をどのように進めるのかのご質問ですが、ご質問の各比率につきましては、指標として趣旨及び算出方法が異なることから、それぞれ個別にお答えさせていただきます。

まず、財政力指数についてであります。ご承知のとおり、この指数は普通交付税の算定に用いる基準財政収支額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均で、この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政力が強いとされているところでございます。

基準財政収入額は、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的に見込まれる税収入を収入実績ではなく一定の方法で算定したものであり、客観的にあるべき一般財源収入額としての性格を有しており、また基準財政需要額は、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものであるため、町の自助努力などにより容易に改善する性格のものではなく、国の政策に大きくゆだねられているところでありますことをご理解願います。

次に、経常収支比率についてであります。この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、町税、普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかをあらわし、財政構造の弾力性を判断する指標で、この比率が高いほど弾力性が小さいとされているもので、この比率の抑制には、歳出では人件費、扶助費、公債費等の経常的経費を低減し、歳入では町税等の経常的一般財源をより多く確保することで可能となりますが、経常的一般財源の大宗を占める普通交付税が平成12年度以降激減していることから、財政力指数と同様に町の自助努力による比率の抑制には限界があるところでもあります。

次に、実質収支比率についてであります。この比率は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量を一定の計算方式により算出された標準財政規模に対する実質収支額の割合を示すものであります。この比率も標準財政規模により大きく変動することから、財政力指数と同様に町の自助努力による比率の制御には限界があるところでもあります。

次に、公債費比率についてであります。この比率は財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の標準財政規模に占める割合をあらわす指標であります。

現在、毎年度の地方債発行額が償還元金を下回っていることから、この比率は確実に低下することと推測されますが、前者同様に標準財政規模の変動によって大きく比率が高下することから、国の施策動向を十分見きわめつつ、地方財政措置が図られている地方債の厳選など、必要最小限度の地方債発行に努めていく考えであります。

なお、平成18年4月から地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、現在は実質公債費比率で判断されることとなっており、これを受けて本年2月に厚岸町公債費負担適正化計画を策定したところであります。今後、この計画の確実な推進によりこの比率の抑制、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、個々にお答えさせていただきましたが、これらの比率は総じて町財政運営の柔軟性等を大きく左右する指標であることから、個別の指標のみにとらわれることなく、各指標の推移、動向を総合的に判断しながら、財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、冠水・越波についての質問にお答えをいたします。

まず、冠水の地区別被害状況であります。港町地区では港町西3の通り、港町1号公園付近、港町中通り、桜ハイヤーから棒丸水産付近、港町東2の通り、札幌ドラック及び港町2号公園付近、港町東5の通り、スーパーフクハラ付近、港町3条通り、在原タイヤから港町2号公園までのほか、道道別海厚岸線、厚岸郵便局から厚岸大橋まで、湾月町地区では湾月町東通り、厚岸町公共下水道湖南中継ポンプ場から汐見川まで、奔渡地区では、奔渡通り、港通り、旧フェリー跡付近、奔渡町3丁目、厚岸漁業協同組合周辺が低気圧等による高潮により頻繁に冠水となる状況にあり、昨年10月と今年1月の低気圧では、厚岸大橋が通行どめとなり、湖北地区と湖南地区が分断され、町民の生活及び地域産業に大きな打撃を受けております。

また、7月21日から22日の豪雨では、宮園3丁目真龍中学校通りの一部、奔渡町1丁目消防前交差点、奔渡町7丁目奔渡町湖岸道路の一部が冠水しております。

冠水の対策であります。港町地区については、恒久対策としての護岸のかさ上げによる越波対策とポンプ等による排水対策が考えられ、釧路開発建設部釧路港湾事務所、釧路支庁、釧路土木現業所、厚岸漁業協同組合を交えて協議を進めております。

しかし、恒久対策には膨大な費用と時間を要するため、あわせて応急対策として道路のかさ上げの検討も行ってきたわけではありますが、今年度は釧路土木現業所において、道道別海厚岸線の真龍側、厚岸大橋から五味石油までの区間のかさ上げを実施いたします。残り郵便局までの区間と港町中通りほか町道は、道道との調整や隣接住宅の高さ調整が必要であり、現地調査を行いながら、町と釧路土木現業所と連携を図り、検討を進めております。

奔渡町地区であります。奔渡1丁目につきましては、奔渡町港通り、旧フェリー跡付近の道路が低くなっている地点に雨水升を設置し、路面の水はけをよくする措置を施しました。また、既設護岸から越波対策が必要な箇所があり、既設護岸コンクリートの強度調査やコンクリート等による護岸かさ上げの設計及び費用の算出を行っております。

奔渡町3丁目は、昨年道路の一部をかさ上げしており、その状況を観察しているところであります。

奔渡町7丁目の奔渡町湖岸道路は、道路わきにある排水溝の清掃作業を行い、雨水がスムーズに排出できるように措置を施しましたが、既設排水溝の流下能力が不足しており、公共下水道事業による雨水対策を検討しております。

また、奔渡町1丁目消防前の交差点は、冠水の原因が不明確であり、その原因を調査しております。

湾月町の湾月町東通り、厚岸町公共下水道湖南中継ポンプ場から汐見川までの区間あります。先日、道路わきにある排水溝の清掃作業を実施し、極力雨水がスムーズに排水できる措置を施しましたが、この地区は潮位の影響を受けるため、老朽化した既設柵渠の改修とあわせて汐見川接続部に遮断ゲートと排水ポンプの設置を公共下水道事業で検討しております。

宮園3丁目真龍中学校通りの一部であります。宮園公園と釧路土木現業所厚岸出張所裏の間を通る素堀排水溝の土砂や雑草等による閉塞と、カナモトリース付近に設置されている道路横断管渠の流下能力不足が主な原因と考えられ、素堀排水溝は、土砂上げと草刈り作業を予定しており、横断管渠は設置者である釧路開発建設部釧路港湾事務所において、今年度に入れかえる予定であります。

次に、実施計画における見直しをお示しくださいとのことではありますが、真龍岸壁のかさ上げについては、釧路開発建設部が主体となり、平成21年度以降から厚岸大橋下まで順次かさ上げする予定となっております。港町地区裏浜の護岸については、現在、実現に向けて関係機関が集まり、検討を進めている段階でありますので、実施計画は今後、関係機関と連携を図り、種々協議して策定していくこととなります。

その他、港町地区町道のかさ上げや奔渡町1丁目の護岸かさ上げ、公共下水道事業における雨水対策については、各担当課において、現在調査設計等を行い、費用の算出をしているところであり、今年度の厚岸町総合計画第9次実施計画策定の中で計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 ただいま町長より、町財政につきまして、おのこの財務分析比率の数値が報告されました。いずれも町財政運営の円滑基準となる数値を超えており、財政運営の硬直化が進行していることが明らかになりました。

財政力指数にはあつては24.1%、20%を越えた場合は許可が必要と言われます。経常収支比率にあつては、過去3年間の平均が89.4%、これは町村にあつては70%程度が妥当ラインと言われ、75%を超えた場合、財政構造は弾力性を失いつつあると言われます。実質収支比率にあつては、過去3年間の平均が4.0%、平成18年度2.9%、決算剰余金、または欠損の状況、財政規模との比較であらわしたのですが、これは3ないし5%であり、良いようであります。実質赤字比率ともいいます。公債費比率にあつては10%を超えないことが望ましいと言われる中で、過去3年間の平均は20.55%、平成18年度、16.4%となっております。ということで、厚岸町の財政は徐々に硬直化に向かっていることが数値から判断できるわけであります。

現在、地方債の残高は120億3,993万9,000円であり、単年度収支は△の1億9,952万9,000円という数字になっています。町長もいろいろと町民ニーズにこたえようと、数ある町民要望の中から、実施計画のローリングを行い、優先順位を決めながら、政策予算の掘り起こしに懸命のご努力をなっておられるのは十分承知のこととございますが、財政の健全維持は有能なる町理事者、各課長さん初め職員各位の時代に沿った卓越した行政改革方針の考え方のもとで政策が実行されており、町民これ久しく認め、町政発展を期待して、それぞれ生活を営んでいるわけでありますが、町政の硬直化が進行いたしますと、当然住民の負担が増大し、町長が目指す町民が住んでよかったまちづくりという方向が見えなくなる心配、懸念が当然行ってくることになってしまうのではないかと考えるところであります。

最近、道内では、昨年の今ごろ多額の負債を抱えた夕張市の財政再建団体移行表明をきっかけとした市町村、今現在35市145町村、合計180市町村の財政状況調査を北海道が発表しました。そこで厚岸町はどのような状況なのかについて、町民の皆さんは町の財務状況について、最近話題となっております。

道内各市町村の実質公債費比率速報によりますと、釧路根室支庁管内では、厚岸町は19.5%であり、自治体が起債、地方債の発行に道の許可が必要となる実質公債費比率が18%以上と言われており、若干この18%を超えております。ほかに道新の北海道市町村データブックを参考に見てみました。それによりますと、財政力指数は道内平均より0.03ポイント低い0.24%、05年より職員給与のカット、管理職、一般職とも10%、各種手当の見直し等で給与水準は低いと表現、ラスパイレス指数が87.5%、1人当たりの地方債残高が100万122円となっております。

ところで、実施計画の流れを見ますと、平成12年度を第1次として2次、3次、4次、5次、6次、7次の平成18年度までのうち16年度の5次までは、事業の計画件数に対する実施件数及び実施率を以前提出された参考資料、これは谷口議員への質問回答資料ですが、これを総体的に算出しますと、平均の95.06%が実施されているということは、事

業計画のほとんどを政策計画公約の実施計画が予定どおり進められているがゆえに、先ほどの各財務分析比率が高くなってきていると思います。

政策公約の実行には、感謝申し上げたいと存じますが、今後、この先は町長の目指す協働のまちづくりと指定団体としての豪雪、過疎、山村、広域、産炭等の支援、あるいは矢臼別を抱えた防衛施設庁予算等の交付など、有利な地方債をさらに生かし、厚岸町の効率的な財政運営を強く望むものであります。町理事者、町長の今後の計画について明快なご答弁を再度お願い申し上げます。

次に、冠水・越波対策であります。

いろいろと述べていただきましたけれども、各地区の状況、最近は地球の温暖化、大地震の連続発生、天候の急激な変化など、地球環境の変動がとみに見られる状況の中、当地域も高潮による冠水、あるいは越波など、今まで起こらなかったことが起きるとい現象が新たな災害や被害の発生に結びついており、予断を許さない状況にあります。海岸の浸食、高潮対策の推進については、北海道釧路地方総合開発促進期成会においても、重点要望提言事項として提出している事項でもあるわけであります。

そこで、ただいまご回答のあった各地域の状況について、現状とその対策についての工事手法の見解が示されたわけでありますが、次の点に留意していただきたいと考えるものであります。

この暴風雨による越波は、満潮時間と風雨が合流し、海水の逆流が発生したとき冠水に陥るのが実情であります。例えば奔渡町1丁目旧フェリー前の冠水と越波対策については、1つには護岸の高さ、2つにはガードレールの高さ、3つには路面のかさ上げ、4つには、オソナイ山方面からの流水と厚岸湖からの高潮があったときの満潮時の海水の逆流が対面合流し、雨水升、流水升からあふれて吹き上げる原因の路面斜度、斜度ぐあい斜めになっているところですね、路面斜度ぐあい等4つの問題点が重要視されると思います。逆流防止は難しいですが、雨水升、流水升からの吹き上げ状況にも注意をされた方がよいのではないかと思います。現在の流水升の位置は、もう少しオソナイ山側に移動して構わないのであれば、支障なければ、水の合流しない位置に設置された方が懸命と思うのですが、いかがですか。

また、予算の点については、近年政府の三位一体の政策上、地方交付税、特別交付税が下降ぎみの今日、ここは旧道道でもあり、道の代行業業としての事業推進に向けて努力できないか期待をするところであります。

2点について、一応2回目の再質問を終わります。よろしく申し上げます。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

今後の町財政運営の明快な答弁ということでございます。

まず、私の方で数値的なことを説明させていただきます。

交付税等々は、平成12年度がピークだったところでございます。まず、交付税につきましては、平成12年度、これは経常一般財源としてカウントされるのは普通交付税でございます。45億1,165万円、19年度は昨今7月に本算定が終了し、決定したところござ

いますが、32億8,000万円ほどでございます。差し引き12億2,800万円ほどの減額となっているところでございます。

それと密接に関連するところでございますが、経常一般財源でございます。平成12年度、約59億9,000万円ほど60億円ほどございました。18年度の経常一般財源収入につきましては47億円で、約13億円の経常一般財源が減額となっているところでございます。

それから、標準財政規模でございます。これにつきましては、先ほど町長の答弁にあったとおり、いわゆる12年度の標準財政規模は約60億円ございました。18年度の標準財政規模は46億円ほどで、12億円ほどの減額となっております。

この数値は何を意味するかといいますと、いわゆる経常一般財源、普通交付税、この減額、平成12年をピークに現在まで急激に減額されてきた額とほぼ比例をしているということで、町長の答弁にもありましたとおり、それぞれ第1次行政改革等、それから現在は自立シミュレーション等で財政運営を行っているところでございますが、歳出削減に追いつかない早さで国からの交付税のいわゆる減額が早く来ている、それに追いつくためには、なお今後歳出を削減しなければ追いついていかないだろうと、ただし、歳出削減にも限界がございます。

そういう意味で、自助努力にも限界があるという町長の答弁のとおり、あきらめるわけではございませんが、国の施策に大きく左右されるということをご理解賜りたいと思います。

しかしながら、これらはひとつの指標で判断されるべきものではないというふうな昨日、今日の新聞等でもありました。「実質公債費比率の怪」というような新聞報道もございました。これらは、それぞれの指標を総体的に見きわめて、そういう中で町財政をどのように運営していくかということをごきちっと見据えて、計画的に運営していくことが大切ではないかと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、奔渡町1丁目の冠水対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、護岸の高さ、それからガードレールの高さについてでございます。

これは満潮になりますと、満潮とそれから大雨によりまして、こういった奔渡町1丁目のところは被災を受けるという状況でございます。その護岸の高さにつきましては、高さをまず幾らにするのか、今私ども検討しているところでございます。1メートル以上は最低上げなければならないというふうには考えてございますけれども、そういったところの高さの調整をいかにするのかというのが、まず問題となっているところでございます。

それから、満潮時の逆流防止についてでございますけれども、これらは道路のかさ上げが有効かなというふうな考えてございます。道路をかさ上げしながら、雨水升もかさ上げしていくと。そうすることによって、雨水升から噴き上がってくることはなくなるというふうには考えてございます。

しかしながら、周りの隣接している住宅等がございますので、その高さの調整等、そ

れを今検討もしているところでございます。それと、もう既に工事を施行しましたけれども、一番低みのあるところに雨水升を設置してございます。これもあくまでも、まだ現状の地形の中で雨水升を設置している状況でございますので、場合によっては、この雨水升から、潮位が上がったときには逆流してくるということも往々にして考えてございます。そういったところは、雨水升等を設置した後に、状況を見ながら次の対策を講じていければというふうに考えてございます。

それと道道の方からの雨水排水が来ておりまして、そのルートの変更、これらについて道代行事業ではどうかということでございますが、目的等雨水対策ということになりますと、北海道での道代行におけるような事業の採択とはならないものでございます。雨水対策につきましては、市街地であれば、厚岸町の公共下水道事業、こういったものがその任を補うものでございますので、そういった対策になりますと、下水道事業、厚岸町の事業として検討していくというふうになりますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 いろいろとお答えをいただきましたが、先般の議会におきましても、町の厳しい財政状況は今後も続いていく、望みは少ない、明るい兆しは見えてこないが、実質公債費比率を20%以下にする努力、公債費負担比率を18%以下にする、こういう下げる努力をしていくと、そして目標として地方債の発行額を毎年度5億円以下とし、20年度末までに110億円とする目標を設定すると言明されておりますが、地方債現在高の状況といえますか、内容を見てみますと、主たる債務については、地域活性化及び防災対策を中心とした一般単独事業債、臨時財政対策債、学校教育等施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債、公営住宅建設事業債、過疎対策事業債などが厚岸町の主な事業であることが、この地方債残高の事業区分から理解できるわけであります。さらなるご努力を期待申し上げるところであります。

また、このたび新たな平成19年度地方財政再生制度を確立されたことも、近年の厳しい地方公共団体の台所を少しでも支援してくれるであろう、これはまだパハップスの段階であります。国の制度が生まれたことはご承知のとおりであります。当町は、この支援を受けるための判断基準のパーセンテージがぎりぎりのところにあるわけであり、△の20%以上ですね。都道府県では△の5%以上、これは期待してもよいのでしょうか。利用できるようになればよいのか否やというところであり、ほかに頑張る地方応援プログラムに基づく3点の導入などの概要について、資料としてありますが、この活用なども参考となるのではと思います。町理事者の活力あるご答弁をお願いいたします。

冠水・越波対策につきましては、近年政府も地震、津波などの防災危機対策につきまして、国民の安全、安心対策の一環として安全な地域づくり、イコール海岸侵食高潮対策について、地域より要望の高い事項でもあり、膨大な予算が見込まれるというところであり、注目している事項であります。北海道及び道東選出の衆参国会議員代議士及び道議会議員の方々も党派を問わず、本件につきまして最大限の努力を傾注するという

発言もひびを交えて聞いておりますので、町長もひとつ今後、特段の政治力発揮を節にお願いし、この辺で私の質問を終わりたいと思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

健全財政の維持、今日は重要な課題と相なっておるわけでありまして、菊池議員もご承知のことと思っておりますが、現行では、一般会計の赤字を対象にした指標で財政状況を見ておったわけでございます。しかしながら、夕張問題等が発生をいたしまして、この6月に国においては、地方公共団体の財政健全化に関する法律、すなわち地方財政健全化法というのが成立いたしました。これが平成21年の4月1日から施行されることに相なっておるわけでございます。

これは4つの要件があるわけでありまして、1つは、今までもやってきましたけれども、先ほどの議論もありましたけれども、実質公債費比率であります。さらにはまた、実質赤字比率、新しく今度は連結実質赤字比率というものが加えられました。これは、国民健康保険、さらにはまた病院等の会計、特別会計が含まれます。さらにはまた、将来負担比率というものも新しく加えられたわけでありまして、これには、第三セクター等が加味されるわけございまして、この4つを用いての指標が、これからの厚岸町の財政の結果が出るわけでありまして。

しかしながら、詳しくはこの秋ごろ出るであろうと思いましたがけれども、指標等につきましても、しかしながら、いまだに出ておりませんので、国の方も今いろいろと協議を始めておるところでないかと思っております。

特に、厚岸町の例をとりますと、先ほどの病院会計でも、特別会計でも、監査委員から報告ありましたけれども、累積赤字が10億円であります。しかし、今日では医師の努力により黒字決算ができたわけでありまして、しかし、いかんせん累積赤字が加味されるというならば、大変な状況に相なるわけでありまして。

私といたしましても、先般総務省へ行ってみまして、厚岸町のみならず、各自治体の病院会計は大変な状況にある。これを加味したならば、地方自治体のほとんどはまってしまう。例えば厚岸町のみならず、釧路市の市立病院においても30何億赤字であります。そういうことを考えながら、これからの財政健全化を図っていかなければならない、そのように考えておるわけでありまして、実は先般、先ほど地方制度が許可制から協議制に移行をいたしまして、厚岸町といたしましては、実質公債費比率が19%以上であったわけでありまして、すなわち18%以上においては、公債費負担適正化計画を策定をしなければならぬということでありまして、厚岸町は提出をさせていただきました。

その中の実質公債費比率、道新にも出ておりましたけれども、厚岸町といたしましては、平成19年度には、17.8%を見込んでおります。そういうことを考えますと、厚岸町といたしましては、健全財政化に向かって皆さん方の議会のご指導、ご支援もいただき、また我々を含めて一致結束しながら、健全財政に向かって地域住民の安心できる財政運営をしてみたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

さらにはまた、冠水・越波対策であります、何といたしましても、地域住民の安心、

安全な生活が重要であります。そういう意味において、海辺に面しております厚岸町であります。これも施策上は重要な課題であります。しっかりと頑張ってもらいたい。先ほどの私の答弁でお話をいたしたとおりであります。厳しい財政であります。国・道、厚岸町と連携しながら安全、安心なまちづくりをしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 以上で菊池議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午後再開は1時といたします。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました通告書に従い、一般質問を行います。

1番目は、特定外来生物による生態系等にかかわる被害の防止に関する法律（外来生物法）についてであります。

（1）として、この外来生物法についてであります。法の趣旨、目的、内容等について、町民に理解を求めためどのような方策をとっており、今後、どのように施策を進めていくか。

イといたしまして、厚岸町において特に注意を要する外来生物は何か。単に生息しているだけでなく、注意を要する外来生物についてお聞きします。それで、それに対する町の対応についてもお答えをいただきたい。

（2）といたしまして、オオハンゴンソウについてであります。

オオハンゴンソウの町内における植生状況はどのようなになっているのでしょうか。

イとして、駆除の必要性と町の行った施策についてご説明をお願いします。

ウとして、今後、どのような施策を進めていくのかお聞かせいただきたい、これが1番であります。

2番、学校林についてであります。

（1）として、学校林とはどんなものをいうのか。

（2）いつごろ、どのような目的でつくられた制度か。

（3）として、現在、学校林を有する学校はどこどこか。

（4）として、学校林はだれがどのような形で管理しているのか、また学校林はそれぞれどのような状況になっているのか。

（5）として、これからの学校林の取り扱いとその課題についてご説明をいただきたい。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、外来生物法についての町民の理解を求めるといった方策と今後の施策についてであります。

この法律は、平成17年10月1日に施行し、もともと日本になかった外来生物のうち生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を防止するために特定の種を指定し、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などが原則として禁止されました。

9月1日の第4次まで現在84種が指定されておりますが、その防除の主体は国が行うとの規定で、道府県や市町村が行う場合は、環境大臣の確認手続が必要であり、民間団体が行う場合は、承認手続が必要とされております。

町として、この問題に対処するために、庁内組織であります関係7課による環境政策調整会議を7月11日に開催し、関連情報の共有化と今後の対応について調整し、町としての一定の方針を立てたところでありました。また、8月7日に開催した課長会議でも、その方針を説明し、庁内連携と共通理解を深めております。このことについて、町民の皆さんの理解を求めるとともに、町広報紙8月号に掲載するとともに、9月1日に行ったオオハンゴンソウの防除活動を通じての理解と身近な問題として実感していただく機会を設けたところであります。また、さらに今後におきましても、町民の皆さんには町広報紙で掲載するなど、さらに理解を求めていきたいと考えております。

厚岸町において特に注意を要する外来生物と町としての対応ですが、道内では、現在17種類が確認され、北海道が環境省の確認手続を経て防除に乗り出しているのは、アライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチの3種であります。このうち厚岸町で確実に確認されているのがアメリカミンクであり、ほかの2種は、釧路根室管内の市町村で確認され、厚岸町への侵入が迫っていると思われまます。

この3種により被害が想定される農作物は、町内では産業としては作付されておられません。また、山間部などでの家庭菜園での被害はなく、生物生態系への影響については確認が難しく、不明であります。今後、北海道と連携して対応してまいりたいと考えております。

また、生物生態系への被害を危惧して指定されたウチダザリガニは、町内における河川の一部の淡水域で確認されておりますが、生物生態系への影響は不明であります。ただし、侵入した場合に大きな脅威となる町内における要注意エリアとして、北海道指定文化財である床潭沼緋鮎生息地を考えております。国指定文化財である釧路市春採湖緋鮎生息地では、大量に生息するウチダザリガニによるヒブナ生息域の植生変化などによる影響が懸念されており、現在調査中であります。床潭沼では、ウチダザリガニの生息は確認されておられません。侵入しないよう注意を払う必要があると考えます。

最後に、特に注意を払う必要があると考えるのは、オオハンゴンソウであります。

オオハンゴンソウは、北アメリカ原産で明治期に観賞用に日本に輸入されました。高さが3メートルにもなるキク科の多年草で、種子による繁殖のほか根茎から子株を出し

て繁殖します。根茎から植物の生育を妨げるアレロパシー物質を出すため、他の植物が生育しにくくなり、みずからの成育域を広げる特徴を有しています。

本州の国立公園内では、抜き取りにより防除が行われていますが、翌年にはまた発芽することから、何年も同じ場所で根気よく抜き取り作業をして勢力を弱めていくしか防除の方法がなく、環境省では海外の事例を調査して、有効な防除方法を探りたいとしております。

町内における植生状況は、町内を大きく11区分にして関係課において8月下旬から9月までをめぐりに随時調査中であり、その結果を一つにまとめる作業を今年度中に終える予定ですが、現在のところ、大きく群生化しているのは、奔渡6丁目から床潭までの道道沿いと、有明町から筑紫恋までの町道沿いなど、そのほとんどが湖南地区であります。

駆除の必要性和町の行った施策であります。環境省では、オオハンゴンソウの防除の目標を生態系にかかわる被害の防止を図るため、蔓延している場合には、被害の状況に応じて改善排除、または影響の低減を図ること、今後被害を及ぼすおそれがある場合には、その監視に努めるとともに、予防的な防除を行うことなどの適切な目標を定めて防除を実施するとしております。

オオハンゴンソウのみを厚岸町全域からすべて防除をするのは、極めて困難であり、国における防除の目標に沿って、厚岸町として保全すべき要注意エリアを次のとおり選定しております。

①全国的な観点から希少な生物の生息地もしくは生育地、または地域特有の生物相を有する地域としては、国の天然記念物指定想定地である別寒辺牛川中流域にある高層湿原、全国最大のヒオウギアヤメの原生地あやめヶ原。

②地域的な観点から希少な生物の生息地もしくは生育地、または地域特有の生物相を有する地域としては、道立厚岸自然公園を代表する景勝地であり、高山性の植物が残る愛冠岬、北海道を代表する桜の名称である子野日公園、厚岸町で初めて発見された貴重な植物であるアッケシソウ生息地。

③その他の地域としては、北海道の天然記念物である床潭沼の緋鮎生息地、厚岸町の天然記念物である逆水松、太田屯田の赤松、太田屯田の桑並木、未指定文化財の調査対象、この定めた要注意エリアについては、それぞれの所管課において植生状況の調査を行い、防除の必要ある場所については、国・道などと連携をとり、また土地所有者との調整を図って、防除の対応をとりたいと考えております。

要注意エリアの調査は、既に終えており、子野日公園と太田屯田の赤松における生育を確認しております。

子野日公園につきましては、去る9月1日の土曜日に環境省の確認手続を経た外来生物法に基づく道内2例目となる防除活動を行いました。公園の一角約1,500平方メートルを8月の広報紙で募った町民ボランティアの皆さんら72人により、種子が飛散しないよう花を摘み取り、次に1本ずつ根もとから抜き取り、すべて焼却処分いたしました。この作業には、環境省釧路自然環境事務所の担当者、釧路支庁自然保護係の担当者、釧路ウエットランドセンター技術委員会のメンバーにも参加をいただきましたので、今後の対応について専門的な知見をいただきながら進めたいと考えております。また、区域内

で9月4日に厚岸水産高校生と教諭14人も野外活動の一環で防除活動をしていただきました。

今後の施策としては、子野日公園につきましては、今年度行った約1,500平方メートルの防除を来年度以降も同様にボランティアを募って継続的に行います。これ以外の散策路や苗畑を含む来園者が憩う場所については、施設管理上の業務として除去を行いたいと考えております。また、太田屯田の赤松につきましては、14カ所のうち4カ所に生育が確認されておりますが、土地所有者と相談の上、教育委員会において対応に取り組みたいと考えております。さらに、要注意エリア以外の町が管轄する場所につきましては、花が咲く前に刈り取るなど、拡散させないことを主眼に、通常の雑草除去の一環の中で対応してまいりたいと考えております。

個人の所有地などにつきましては、既に観賞用として庭などにオオハンゴンソウを植える場合は、在来の植物に与える影響などを踏まえ、他に広げない措置を講じてもらうなどの理解を求めるとともに、所有地内での除去作業は、他の地域に植えかえたり、種子を拡散させない注意を払った場合は、問題ない行為であることを今後も広報紙を通じて、町民の皆さんに伝えていきたいと考えております。さらに、国道や道道の道路敷地からオオハンゴンソウが拡散させないように、対応の要請も行っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この外来生物問題は広く全国で起こっている被害、または起こるおそれのある被害を防除するために、環境省では蔓延種の取り扱いに関する検討と防除の技術開発が今後の課題であるとされ、厚岸町として取り組む場合も環境省と北海道との連携が必要であり、もたらされる確実な情報をもとに地域的な被害を防除するために、町として対応してまいり所存でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

学校林については、教育長から答弁があります。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、2番目の学校林についてお答えいたします。

1点目の学校林とはどんなものをいうのかとのご質問ですが、学校林は、厚岸町学校林設定条例に基づき設定されたものですが、簡単に説明いたしますと、児童・生徒が町有地及び町有地以外の土地に植樹を行い、成長し、伐採時期を迎えた樹木の処分を行った場合、その収益の8割をその学校の経費に充てるいわゆる分収林であり、あわせて植樹を通して林業教育の振興を図るものです。

2点目に、いつごろどのような目的でつくられた制度かとのことですが、日本では明治28年、アメリカ人の教育家から植栽日と学校林活動について紹介され、文部省が児童・生徒への植林活動を奨励したのに対し、静岡、鹿児島など幾つかの県が植栽日の設定をしたのが始まりとされています。

その後、行政の働きかけで昭和13年には、初頭中等小学校の学校林面積は5万25ヘクタールに拡大しましたが、戦争中一時学校林活動は中断、戦後荒廃した国土復興活動の一環として学校林活動が再開、昭和24年からは文部・農林両省による造林目標を定めた計画により推進されてきました。しかし、昭和26年までの年1万ヘクタール前後の造林

をピークに減り続け、現在では、新規の造林はほとんど実施されていません。

制度の初めから、行政が学校植栽は教育上、いろいろと役に立つだけでなく、学校財産をふやす一つの方法であるとの内容の通達を出すなど、その第一の目的として、学校財産の育成が主眼に置かれていました。

3点目の現在の厚岸町立学校における学校林を設定している学校であります。現在、学校林台帳に掲載されているのは、厚岸中学校、上尾幌中学校、太田小学校、太田中学校、高知小・中学校の5校であります。

4つ目の学校林はだれがどのような形で管理しているのか、また学校林はそれぞれどのような状況になっているのかとのご質問ですが、厚岸町学校林設定条例にありますように、学校林の管理については、町長の総括のもと、その管理責任は教育委員会が負うことになっております。したがって、学校が管理していくこととなりますが、最終的な管理責任は教育委員会が持つこととなっています。

また、状況ですが、植樹直後は下刈り等の維持管理は行っているものの、その後、特段の維持管理を行った記録はなく、現在に至っています。具体的には、厚岸中学校は道有林を、上尾幌中学校においては国有林をそれぞれ分収林としており、隣接する国有林及び道有林の管理の恩恵を受けたり、必要に応じ、町の協力を受けるなどして、状態としては、比較的よい状態であると考えています。

町有地を学校林としている学校のうち、高知小・中学校及び太田小学校については、学校林が学校敷地内ということもあり、一定の管理がなされている状況であります。太田中学校においては、学校から離れていることや現地への交通の便などから、管理が十分なされないまま天然林と化している状況であります。

最後に、これからの学校林の取り扱いと課題ですが、学校林の目的である学校経営に必要な基本財産の造成については、現在の材木価格の低迷で、その目的は伐期が来ても十分果たせない状況であります。このような状況から、国有林、道有林をそれぞれ分収林としている学校林については、伐期延期の契約変更をしていますし、その他の学校林についても、それぞれ伐期を延長している状況にあります。

また、そのようなことから、全国的にも環境緑化など、教育目的を強めている状況にあり、厚岸町においても学校林自体の見直しが必要と考え、現在、検討を進めているところです。

その検討の中での課題として、1つには、学校林の維持管理は、その植林地が学校の近くにあって、しかも父母の協力が組織化されていなければ容易ではないこと、2つ目には、さきに述べた状況から、学校林の主目的を環境緑化や環境教育を中心としようとすると、現在の分収林の契約があり、一方的にその目的を変えることはできないことなどが挙げられます。

また、学校林を設定したころに比べ、教科の時間数自体が減少しているとともに、休校日を利用した全校行事の時間がとりにくくなっている現実があり、大がかりな植林活動を初めとする林業を軸とした学校林活動の実施は難しい状況にあります。

このように現在の学校林については、位置や管理状況などによりそれぞれ個別に課題を有しており、それらを総合的に整理する中で、学校林の今後のあり方を検討していきたいと考えております。その際、学校はもちろん地域などの意見も聞く中で、慎重に取

り進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

最後に、要求されております資料の中で、地上権設定登記の登記簿謄本につきましては、町有地以外の部分林は、国有地及び道有地であるため、地上権の設定はされていません。また、毎年度の造林計画書につきましては、長期にわたり計画書の提出が確認できないことから、提出できませんことをおわび申し上げます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 まず1点目、外来生物法であります。

大変に丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。その上で、1に懸念といえますか、ちょっとこの点はというところを含めてお聞きいたします。

まず、その前に町長のご答弁の中で、こういうところが特に注意を要する要注意エリア、注意を要する区域ということですね。そこの中の一番最後に未指定文化財の調査対象というふうに書いておるんですが、これ何のことだか、ちょっと私には解しかねますので、具体的にご説明をいただきたい。

それでまず、エリアの話からいきますが、文化財やあるいは特別の指定地域となっていて、それについて要注意エリアにするという発想は大変結構であると思うんですが、それだけで足りるのかなという気がします。例えば、今、鉄道でノロッコ号というのが、たしか今年も走ったんじゃないかと思うんですが、去年、おとしは走っていましたよね、厚岸から茶内あたり。そのときの売りは、別寒辺牛湿原、別寒辺牛川の河口に広がる湿原地域なんですね。あそこの景色というのは、もう大変な厚岸町にとっても非常に観光資源としても重要なところではありますが、あそこが例えばオオハンゴンソウで国道側の方からずっと真っ黄色に染められてきたんでは、これは台なしだなどいうふうに思うんですが、ああいうところも要注意エリアには入れていかなんでしょうか。そういう部分は、まだほかにもありそうな気がします。ちょっと思いついたところでは、そういうことを申し上げておきます。

なお、水鳥観察館の近くの国道沿いには相当繁茂して、それに対しても対策をとっているのかなというふうな話もちろちら伺っておりますので、特にそんな気がいたしました。この点についてお答えをいただきたいわけでありませう。

それから、ちょっと前後して申しわけありませんが、(1)の外来生物法に関してなんですが、生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害というふうに法律は書いているわけですよね、ご答弁の中でそうありましたから。それで厚岸町の場合には、農水産物への被害というものが出てくるようでは、もう本当の末期症状なんですよね。その前から手を打っていかなければならないわけです。その一番最初に出てくるところが生態系という問題だろうと思うんですが、それでお話を伺っていると、ハンゴンソウに関しては、今非常に一生懸命なさっているのはわかるんですが、今、道東で関係者が非常に緊張しているアライグマ、それからアメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ、これについての答弁の中での話がちょっと何か簡単に終わっているような気がいたしまして、このところでも、実はというお話があるのではないかと思いますので、その点について

も、ご説明をいただきたいわけです。

そして、そういうことを含めて、どうやって町民の皆さんにわかってもらうかということが非常に大事だろうと思っておりますので、その点について、もう一度ご答弁をいただきたいと。

それから、いささか気になることがございました。それはこの外来生物法の話は、議会での議論が発端であったというふうに、私は考えているんですが、このオオハンゴンソウについては、いわば実験室で試験管を振ってみるような実験として、今回、子野日公園のところでボランティアを集めて駆除をやったということで、これは大変にいいことだと、私も高く評価しているわけでありますが、この計画が決まって実施されて今日に至るまで、議会に対しては何の一遍の連絡もなければ、報告もないんですよ。

これにつきましては、私、厚生文教常任委員会に所属しておりますが、厚生文教常任委員会は8月8日、9月6日と、このごろでは開かれています。大体月に1回、今のところ開かれております。8月8日の前日8月7日には、管理職会議が開かれておる。そのときには議会事務局長も出席なさって、厚文がこのような形で開かれているから、厚文所管に関しての連絡事項があったら、何でも上げてくれという話をしたそうです。

それを副町長が取り上げて、同じことの指示を出したと。これは若狭町長がいつもおっしゃる議会と、それから町執行部とは車の両輪であり、相助け、協力しながら町政を執行していくんだという、まさに考えのあらわれであろうと思っておりますが、現実には、今日今日に至るまで何の連絡もなかった。これは当然、忘れていたとか、うっかりしたとかいう種類の問題ではなくて、きちんとした理念の下に、こういうわけだからやる必要がないんだという考えのもとに行われた行動であると思っておりますので、いいの、悪いのという話ではなくて、その理由をきちんとご説明いただきたいわけでありまして。外来生物に関しては、このぐらいです。

次に、学校林の問題に移らせていただきます。

今の学校林に関する答弁を聞いておりますと、非常明確な部分は歴史的記述の部分であります。今日の部分については、具体的な話が何も出てこない。私が聞いているのは、それぞれの学校がどういう形で管理状況があるのかということ聞いておりましたが、それにつきましても、さらさらとした答弁で終わっているもので、もうちょっと突っ込んで聞きますが、まず第1に、学校林の位置の確定は、現地においてどのような形で行われているのか、山印で行われているのか、あるいは永久杭で行われているのか、あるいは座標のついた図面によって明記されているのか、この点についてそれぞれについてお答えいただきたい。

次に、何か経済的問題で伐採適期が来ていても、これをいわば延長しているんだというお話があったんだけど、この経済的な問題をちょっとこっちへ置いてお聞きしますと、法的、技術的には、今伐採することについては何の問題もないのかどうか、その点についてもお聞きいたします。

それから、各学校の対応なんですけど、いうまでもなく昭和37年の4月1日、条例第7号、これが厚岸町学校林設定条例です。そして、これも不思議なんですけど、年限が少しずれているんですけど、昭和40年12月1日、厚岸町教育委員会規則第1号、厚岸町学校林設定条例施行規則というのがございます。第4条では、契約の締結後、町有地以

外の部分の契約の締結と地上権設定登記の話が出ていましたが、それについては今の答弁でもわかりました。

第5条では、学校長は毎年度造林計画書別表4を作成し、9月末日までに委員会に提出しなければならないとなっているんですが、これが1通も教育委員会にはないという話も今の答弁で出てきました。そうすると、これは学校では、こういうような条例やあるいは条例に基づく施行規則があって、各学校にそういう義務があるということの申し送りがされていないだろうというふうに思われるわけです。

それで、この学校林の存在について、例えば校長が変わるとききちんと引き継ぎがされているのかどうか。そして校長が交代したときの引き継ぎ事項というものは、これは教育委員会は把握しているのかどうかというような一般論にもなってくるわけです。この点についてもお答えをいただきたい。

それから、学校林というのは、出していただいた資料を見ますと、それから答弁にもありましたが、分収林であると。行く行くはお金になるというものだという事になりますと、当然、これはその点だけからいっても、これは町有財産なので、それが証拠にといっっては何ですが、道知事と町長の契約によっているわけです、道の中の部分には。それから、国有林ですか、営林署署長が相手方になっているのはね、そういう形で行われていると。この町有財産の管理の体系というものがきちんとされているのかどうかという点について、いささか疑義を持たざるを得ない。財産管理台帳というものは、学校林に限らずきちんと管理されているのかどうか。これだけがエアポケットで、あとはきちんとされているのであれば、この問題が解決すれば、それでいいんだろうと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

それで、監査委員にお聞きするわけですが、町有林の管理体制、町有財産管理の体制について、これは監査の対象の範囲に入るかどうか。私は業務監査が入っているので、当然入るのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それで、職務の範囲であるということをお聞きしますが、過去10年、20年の間に監査が行われたことがあるのでしょうか、この点についてもお答えをいただきたい。と同時に、現在のこの質疑を通じて問題点が浮き彫りになっていると思いますので、この問題に対する監査委員の見解についてご答弁をいただきたい。以上が学校林に関する質問でございます。

2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） オオハンゴンソウ並びに外来生物に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の要注意エリアの中での未指定文化財の調査対象という表現がございますが、これにつきましては、現在指定されている文化財の次に指定する予定対象があれば、それも内容によっては保全すべき対象として、調査区域に含めてはいかがかということで設定したものでございます。教育委員会では現在、この予定はないということでございますから、実質対象物はないということでございます。

それから、2番目のご質問でございますが、要注意エリアの中に厚岸駅から茶内駅までのいわゆる厚岸湖岸沿い、それから湿原間を縫うようにJR花咲線が通っておりますが、そのエリア、途上に水鳥観察館も見えるところがございますが、そのあたりも注意エリアに入れてはどうかというご質問でございますが、この件につきましては、景観上は重要なエリアでございますが、そういった部分も今後入れるべきかどうかという部分につきましては、相当の理由としてはあるのではないかというふうに思いますので、追加という形で、今後どのようなまず植生があるのかということも含めて調査した上で、検討してまいりたいというふうに考えます。

それから、水鳥観察館の周辺にあったということは事実でございますが、開発建設部、国道沿いでございますから、そこと現在、対応の調整中でございます。それから、水鳥観察館としても敷地内に入らないように、入っていないかどうか注意を引き続き監視して、対応をとるということで行いたいと考えてございます。

それから、生物生態系への懸念ということに関しましてアライグマ、それからアメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ、この3点につきましては、北海道が防除計画を持っているわけでございますが、まだ詳しい状況の把握には至っていないという状況でございます。

そこで、厚岸町も加盟してございますが、釧路ウエットランドセンター、ここに技術委員会というものが設けられてございまして、それぞれ専門の方をお呼びして組織されたものでございます。その会長は辻井達一先生、北海道環境財団の理事長さんがされておりますが、ここによって今年度平成19年度からおおむね3年間かけて、湿原域などへの外来生物の侵入状況などの把握、それから研究を進めるということになっていきます。この中には、オブザーバーとして環境省の釧路自然環境事務所の担当者、それから北海道の自然保護係担当者も入ってございます。こういった中で研究が進められるということでございまして、その検討結果に大きく期待しているところでございます。

それから、オオハンゴンソウの防除につきまして、議会への報告、内容の説明についての件でございますが、8月ごろの広報紙におきまして、広く一般町民にお知らせしたわけでございますが、厚文への報告につきましては、町内の生息生育状況等の調査が終わった段階でまとめてご報告、内容の説明に当たりたいというふうに考えてございました。

そういう状況でありましたが、事前に報告なかったということでございますが、そういう調査結果を踏まえた上で、内容の説明に当たりたかったというふうに考えてございましたので、この点につきましては、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは、学校林につきましてご質問にお答えさせていただきます。

まず、それぞれの学校についての学校林の管理状況ということでございますけれども、正直申しまして、学校の認識もさまざまでございます。実際に先ほど1回目のご答弁で

申し上げましたように、学校林に隣接している学校につきましては、すぐそばに見えるという状況の中では、例えば太田小学校につきましては、森林を利用した学習もありますし、それから、キノコのホダ木をその中で育成しているというような状況もございます。

それから、高知小・中学校におきましては、森林の中に散策路、それからパークゴルフ場等をつくり、地域の方々との交流も含めて利用しているというような状況もございますけれども、ただ、近年において、実際には学校で改めて学校林の所在を認識したというのが実態でございます。そのようなことからほかの学校につきましては、具体的な学校での利用というものが、現在なされていないのが実態でございます。

それから、敷地の確認ということでございますが、先ほど言いましたように、近年において、すべての学校林台帳に載っかっている敷地について確認させていただきました。その中では、やはり国有林、道有林については、標識その他認識できる。ただ杭やその他は私は直接確認はしませんでしたけれども、案内していただいた中で、区域は確認できました。またそれから、太田小・中学校については、学校の敷地という中で確認させていただいております。それから、もう一つの太田中学校の太田の中にある部分でございますが、これについては標識、その他は確認はできてございませんが、位置だけの確認はさせていただいております。

(発言する者あり)

- 教委管理課長（米内山課長） まず現地、どこにあるのかということをもっと知ることを第一だと思うものですから、細部のそこまでちょっと確認できなかったということでもあります。

それから、伐採の部分でございますけれども、伐期が来ても切れない、その理由については、法的、技術的なもののほかに理由があるかというような内容かと思っておりますけれども……

(「違うよ、法的、技術的には可能なのかと聞いている」の声あり)

- 教委管理課長（米内山課長） 実は、この学校林の中には保安林に指定されている部分もございます。この部分については当然切れませんし、それから防霧林、それから保健林というようなことで指定されている内容もございます。これは契約後に指定されたということ、それから道立自然公園の中になっている学校林もございます。ただ、難しいわけで切れないとは、道有林の管理者の方も言っていないけれども、ただ難しい状況ではあるというようなことは言っております。

それから、そのほかにやはり切ることに対する今現在の緑化ですとか、環境への影響に関する部分では、やはりもう一つ考えなければならない部分があるのかなということも考えております。

それから、37年の新しい設定条例の中で、それから40年の規則制定の中で、今まで例えば要求された資料の中で提出できない部分、これにつきましては、学校自身の申し送

りがなされていないのではないかと、全くそのとおりだというふうに言わざるを得ません。というのは、ただこの引き継ぎ事項に関しましては、学校での引き継ぎ事項に関しましては、副本が教育委員会の方に上がってきますので、その中で確認されるわけですが、その中では、当然なかったというふうに考えられます。

それから、今までなかった計画書が提出されていなかったというのは、やはり今もって植林自体が長い間なされていなかったということに対して、そういう認識が持てなかったのかなというふうに考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 監査委員事務局長。

●監査委員事務局長（松澤事務局長） 私の方から、町有財産管理の対象かどうか、範囲かどうか、それからこの10年、20年の間にこのような学校林についての監査が行われたかどうかということについて、私の方からお答えいたします。

それから、これら今、提起された問題につきましての監査委員の見解につきましては、ただいまちょっと席を外しておりますけれども、間もなく……

（「もう一人いるでしょう、2人いるよ、監査委員は」の声あり）

●監査委員事務局長（松澤事務局長） まず初めの2点につきましては、私の方からお答えさせていただきます。

質問者おっしゃるとおり、地方自治法第199条第2項に基づきまして行政監査ということができるようになっております。これにつきましては、監査委員が必要があると認めるときというふうになっておりますけれども、通常は、ただいま本年度実施しております定期監査、これは199条の第4項になりますけれども、これに基づいて行われる監査につきましては、定期監査は予算の執行であるだとか、当然その中に財産管理等の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかという部分も入ってきますので、今やっている定期監査の中で行われるのが一番いいのかなというふうに考えております。

それから、過去10年、あるいは20年の間に学校林に対する監査が行われたのかということですが、10年、20年という古い段階になると、過去の監査報告書を点検しなければなりませんけれども、この数年に限っていえば、いわゆる定期監査の中で毎年確認はしていませんけれども、いわゆる学校林管理台帳、これらの数値的には台帳はありますので、それを見て増減があるかないか、これを見る程度にとどまっております。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時50分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

監査委員。

- 監査委員（中屋監査委員） 今の13番、室崎議員に対して答弁させていただきますが、私はこのたびの4月1日から監査委員になりまして、それで今、定期監査やっている最中でございます。それでもって見解といたしましても、私はまだ、定期監査、教育委員会の場合はこれからやりますので、監査というのはまだしておりません。それでもって今、代表監査委員が間もなく来ると思いますので、見解となれば、非常に私の方で答弁するわけというわけではないんですけれども、見ていないので、どういう答弁していいかわからないので、もうしばらくの間、待っていただきたいと思います。

（「今の時間に入るの」の声あり）

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後2時05分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
監査委員。

- 監査委員（今村監査委員） 重要な議会を所用のため中座いたしまして、大変失礼をばいたしました。

室崎議員のご質問の関係でございますけれども、学校林の管理、運営について、現在まで監査を実施しているかどうかという内容でございます。その関係でございますけれども、特に私ども例年、例月出納検査、決算審査、あるいは定期監査を通して町の行政、ただいまの執行等々に目配りをしながら、できる限り気がついたと申しましょるか、そういう範囲で監査を実施してまいっているわけでございますけれども、その1点に絞って学校林の管理ということになりますと、特にその点については、重点的な監査を行っておらないという内容でございます。

私どもどういふことをまず重点的にやるかというのと……

（「手短にお願いします。時間がありませんので」の声あり）

- 監査委員（今村監査委員） はい。実施しておりません、そういうわけですか。それを重点的にそういうことは実施していないと。

それから、10年この方、では20年以前にどうだったかということに対しましては、その辺の関係はちょっと資料を調べてみた上でなければ、現在のところはお答えできないという内容でございます。

まだ、ありましたか。

(「事務局の方からきちんと説明していないのか」の声あり)

- 監査委員(今村監査委員) そうどなられても困りますけれども、私どもも真摯な態度でやっておりますので、そういうこれからどうするかということでございますね。これからの関係でございますけれども、問題の……

(「だれもそんなこと聞いていないよ、議長、ちょっととめてや」の声あり)

- 議長(南谷議員) 休憩いたします。

午後2時08分休憩

午後2時08分再開

- 議長(南谷議員) 本会議を再開いたします。
監査委員。

- 監査委員(今村監査委員) こうした学校林の置かれた現状について監査委員がどう考えるかということですね。その関係については、まことに自分の不認識と申すか、その関係が第一に挙げられわけでございますけれども、そういった関係が明らかになった以上、当然条例の定めに従って物事が処理なされるように、我々としても必要な助言、あるいは勧告を行っていかねばならないと。

しかしながら、条例自体が長年月をへているうちに、目的がちょっと現状にかなわないという点も多々あろうかというふうに見ております。そういう点については、条例のこれから検討も含めて我々としては、今後定期監査も控えておりますので、こうした機会をとらえて十分助言、勧告をしまいたいというふう考えております。

- 議長(南谷議員) 13番さん、残り9分でございます。
13番。

- 室崎議員 まず、特定外来生物の方からいきますが、1点、一般町民に対する周知については、あらゆる機会を使って具体的にやってほしい。単に、こういう法律がありますよという話ではなくて、こういうものとかこういうものとかこういうものが今、厚岸町では大変危ないんですと。だからみんなで監視しましょうというような形でいかないと、なかなか ないわけですよ。その点はよろしくお願ひしたい。

それから、この区域この区域というものを定めて、そこにだけは入れないように、最低限ね。ほかのところはどんどん繁茂してもいいという意味では決してないけれども、ここには入れないようにするという方針でやっていくということについて、よくわかり

ましたので……。

それから、私の方でちょっと思いついた地域の制限をしたら、それについても、いわゆる前向きに考慮するというお話が出ましたので、大いに期待するところです。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の議会との関係ですが、ちょっとひっかかります。全部決まって、それから報告しようと思っていたという言い方は、今こういう形で進めようと思うことについて、議会からの意見を聞いて取り上げて、なおいいものに練っていかうという気はさらさらないと。自分たちで全部やってから、終わってから報告すればいいという形に終始していくのかというふうにしかとらえられません。もしそうであるならば、今後、私たちもそういう扱いなんだと、腹をくくって物を進めなければならない。そうすると、町長のいつも言っている話とは、どこか一致するのかなという気がいたします。

まだたくさんありますが、時間がありませんので、1問目はこれぐらいにしておきます。

2問目につきましては、位置を見てきたんだけれども、あそこでした。ただし境界はわかりませんでしたというようなお話はやめた方がいい。境界がはっきりしないのは、位置がわからなかったということですから、それぐらい既にもう眠っているとか、みんなの意識から外れているようなものもあるということです。

それから、保安林の指定などを受けた場合には、分収林として成り立たなくなっていくますよね。それは法的に切れますよ。保安林解除の手続をとってから切るんです。それから、防霧林といったけれども、防霧保安林でしょう。これも保安林の一種なんです。土砂崩壊防備保安林から防風保安林までいろいろありますからね。

だから、そういうようなもう既に管理から、事実上、全然離れちゃっているものがあるということなんです。そのことをオブラートをかけないで、きちんとやはり抑えなければならない、そのように思います。その上で、やはり今日の時代に合った学校林というものが設定できるのかどうか。できないのであれば、どういうふうにしたらいいか、一つ一つの具体的なものについて考えていく必要があるだろうと、そのように思うわけなんです。

今までのいいかげんだったという話を幾らしても、それだけでは次のステップには行けません。ただし、まあなかったことにしてというわけにはいきませんから、今までのやり方のうまくない点はきちんと検証して、正すべきものは正してもらわなければならない、その上でということです。

それであと、監査委員の方では、ちょっと退席をなさっていた関係があつて、大変だったのを申しわけなかったんだけれども、今おっしゃった、非常に明確に問題点をつかまえていらっしゃると思いますので、どうかその点、よろしくお願ひいたします。それを申し上げておきます。

それから、質問に対する答えなんです、それ事務局の方で答えられたときなんですけれども、やはり資料をきちんと出して答えるという態度をとっていただきたい。その点について、よろしくお願ひいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 何分ですか。

●議長（南谷議員） 5分前です。

●町長（若狭町長） 外来生物法につきましては、広く町民に認識させていただきます。これからも、最善を尽くしてやっていきたいというふうに思います。

そこで、オオハンゴンソウの件になりますが、先ほど第1回目の答弁において、湖南地区に大規模に植生しているというお話しいたしました。ご指摘がございましたとおり、湖北地域も部分的には、特に国道、尾幌、上尾幌、釧路に向かっての道路沿いにもございます。大変な広範囲に群生をいたしておる実態にございます。

そこで、利尻島、これ先進地なんですね、オオハンゴンソウの、その駆除の結果を見ますと、2002年から2004年まで、毎年6月中旬に1回、約6,000本程度の駆除を実施した結果、植生調査の区域内で本数が5割以上減少するという結果が出たという報告を受けております。

そういうことでございますので、厚岸町においても、何といたっても、継続的にしなければというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 学校林についてお答えいたします。

まず1つには、学校林の設置条例自体に、長年条例について自体に不備がございまして、この点についても直す中で、今日の時代に合った学校林の目的というのは、1つには、今、京都議定書にもあるように、環境教育における森林の重要性というのは、やはり学校の中でも大切な位置を占めている。これと林業としての学校林のあれというのは、逆に言うと、相入れない部分も、今日出てきているのではないかとというふうに考えます。

まず1つは、現状の中でどうだという中では、まずは特に町有林の中にある部分について、やはり現状をしっかりと把握して、その中でどうしていくんだと、そして1つには、先ほど言ったように、財産としての目的が既に失われている部分については、しっかりと放棄するなり何なりという手だても必要だろうと。そしてまた学校敷地内にある部分については、ビオトープ含めて環境教室の中で使っていける部分については、しっかりと使っていき、そういう形で行っていきたい。

ただ、先ほどの1回目の答弁にも申しましたとおり、国有林、道有林については、確かに現在は伐採するとマイナスになるというふうなことなんです。今の外材が入ってこない流れの中で、微妙な状況にあるというふうに考えています。ですから、この部分については、条例を一方的に変えることもできないですし、もう少し伐期については、相手との契約もあることだし、もう少し様子を見ていかなければならないのかと、町有地の部分については、新たな部分で、もう一度整理をさせていただきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） それと、議会と行政の関係をちょっと答弁させていただいていいですか。午前中に他の議員からも外来生物についてのご意見もあり、私が答弁をいたしたとおりであります。そのとおり変わらないわけであります。できるだけ議会にご報告すべきもの、また説明すべきもの考えながら、行政としても議会運営の効率化を願いながら報告いたしたいと思っておりますが、説明いたしたいと思っておりますが、私からお願いなんです、できるだけ行政もそういう気持ちでやります。しかし、抜けている点もあるかと思うんです。議会が求めている点、どうかそういう点がありましたら、ぜひ行政にどうなっているんだということで委員会なり、または議会としての対応についての行政側に対する要求、要望、その辺をしていただければ、なお効率的にいくんじゃないかなと思っておりますので、この点、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

（「議会中に、事務局長を通してやっていたんですけれどもね、委員会は」の声あり）

●議長（南谷議員） 以上で室崎議員の一般質問を終わります。

次に、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 平成19年第3回厚岸町議会定例会に当たり、先般、議長あてに通告のとおり質問をさせていただきます。

町長は、先日の湖南地区敬老の日、祝賀会のごあいさつの中でも、常に当町内にお住まいの高齢者に対しいつも温かい思いやりを持って、安心のできる健康なまちづくりを目指して町政に取り組んでいることに対し、町内にお住まいの65歳以上、約3,000人余りの諸先輩各位を代表して感謝を申し上げるところであります。

さて、そこで町長、多くの高齢者をご案内のように入所待機をしているところの当町の特養ホーム心和園の定員枠の増設についてお尋ねを申し上げます。

去る8月10日の道新に掲載のように、町として強力に増床への検討を開始して以来、その後の経過と今後の見通しについて、具体的に町長から答弁を求めるものであります。

次に、食の安全、安心の立場から、特に厚岸湖内で養殖しているところのカキを初めとする多くの魚介類に発生するノロウイルス対策など、このノロウイルス食中毒原因という法律はいつごろ制定されたのか、この点についてもお尋ねを申し上げます。さらには、湖内の汚染対策とあわせて現在までの経過等についてお尋ねをしてみたい。

ご案内のように厚岸の湖は、宝の湖であります。したがって、これからの30年、50年を見据えた対策をどのように取り組んでいるのか、町長からの答弁をより具体的に求めるものであります。

次に、町民税ほかにかかわるところのお尋ねであります。

私も長い間、議会にいなかったものですから、30年くらい前の当時のことを思い出しながら、書類に目を通してみます。しかしながら、時代とともにこの滞納金額、滞納繰

り越しについてであります。この問題については、他町村も相当悩みが多いようですが、私は思うのは、町長やはり税とは、少なくとも公平であるべきものでないでしょうか。そのためには、町として税金に対する重みをもっともっと町民に対しPRし、大いに理解を深めてもらうことが大事ではないでしょうか。

私は地方交付税が削減される昨今、当町としては厳しい財政運営を強いられている中、今後もますます滞納繰越がふえたら、どのような対策を考えておられるのか、町長の見解を求めるところであります。さらには、固定資産税については特定業者、あるいは団体、またその代表者が長年にわたり滞納繰越が滞っているのではないかと思います。税は、常に公平であるべきもので、できる限り速やかに納付できるよう、強く、優しく、きつく指導に指導を重ねるべきだと思います。

さて、各種税はもとより、保育料を初めとする学校給食、下水道料、公営住宅使用料を初めとする、これらについても多くの滞納繰越が見られるが、この件についてもしっかりとお尋ねをしてまいりたい、このように思うのであります。このように多くの滞納繰越は返されるということは、徴収の方法に問題はないのかと思うのであります。町長からの答弁を期待しながら、1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁調整のため。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 2 時28分休憩

午後 2 時29分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の特養ホーム心和園についてであります。国の参酌標準によって、平成18年度から平成20年度までの釧路圏域の中での必要入所定員総数については1,024床とされており、そのうち当町への定員枠は、ご承知のとおり現在、50床であります。

次期平成21年度から平成23年度までの必要入所定員総数の見直し作業については、来年度に行われますが、それに先駆けて本年9月下旬ないしは10月上旬にも開催が予定されている釧路圏域地域ケア整備、療養病床再編検討委員会などの場を通じて厚岸町の実態を報告し、厚岸町への増床枠配分が将来計画的に反映されるよう、精力的に取り組んでまいります。

また、増設の見通しについてのお尋ねですが、7月17日に関係部署の職員で構成する特別養護老人ホームの今後のあり方検討会を立ち上げ、厚岸町の高齢化が進んでいる現

状を踏まえ、介護サービスの充実を望む町民要望にいかにかたえるのか、国の方針によって町立厚岸病院の介護療養病床の転換が余儀なくされていることとあわせて、本年11月末ごろまでには、方向を見出す予定で検討を始めております。

第3期総合計画3カ年実施計画案の検討過程で、心和園の増床計画を取りまとめたいて考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、食の安全、安心についてのご質問でございます。

その1のノロ対策であります、このことにつきましては、前回6月定例町議会でもお答えいたしました、カキ養殖におけるノロウイルス対策につきましては、カキの浄化及び不活化については、いずれの方法も世界的にいまだ研究段階であり、カキから直接ノロウイルスを除去する方法は、現在までのところ確立されておられません。

したがって、現状としては紫外線の殺菌海水による蓄養管理を適切に行うことが、コスト面を含め最も現実的と言われております。

町といたしましても、ノロウイルス対策について、今後の対応に結びつけるため漁協とともに先進的な取り組み事例や情報の収集などを行うため、6月下旬三重県に視察研修を実施いたしました。

三重県伊勢志摩地方は、カキの垂下養殖や紫外線による海水浄化など、画期的な衛生管理方法を全国に先駆けて行ったところであります。また、県の保健所が中心となって、ノロウイルスによる影響を何とか最小限に食い止めようと、生産者、漁協、行政が養殖海域がノロウイルスが存在し得ることやリスクをゼロにはできないという共通認識のもと、各自何ができるか考える中で、カキの衛生対策に取り組んでおります。

こうした確立された三重のカキ安心システムは、徹底した作業手順の遵守とマイナス情報を含めた情報発信の2つを柱としてシステムが組み立てられていて、具体的には生食用カキすべてに18時間以上の殺菌海水による浄化が義務づけられ、ミニサップ手法に基づくカキ養殖作業手順の徹底や健康被害の発生予測に有効な情報、さらには養殖海域の情報提供などです。これらの情報を提供することにより、最終的に選択や判断は、生産者、販売者、飲食店、消費者に任せることとしております。

以上の取り組みにより正直な姿勢をアピールし、健康被害を未然に防ぐ消費者の信頼を得ようとしているものであります。

これらの手法については、厚岸町と諸条件が異なるため同様の扱いはできませんが、基本的な衛生管理の姿勢については参考となる事項が多くあり、したがって、今後漁協とも連携しながら、三重県のシステムの一部を参考として、できるところから順次ノロウイルス対策を講じていくことが、今後につながっていくものと考えております。

町といたしましても、衛生管理につきましては、今後とも厚岸町の漁業を守るため、漁協とともに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ノロウイルスを原因とする食中毒予防対策であります、役場内においては食中毒予防連絡会議が、町内にあつては民間事業者の立場から、釧路地方食品衛生協会厚岸町支部及び厚岸支部、それぞれ予防対策を展開しておりますし、また、町内の食品提供者へは、釧路保健所から直接食品衛生法、食品の製造販売行商等衛生条例及びかき処理等に関する衛生条例に基づいて、許可、検査、指導等が個別に行われていると承知を

いたしております。

さらには、相談窓口についてであります。保健衛生及び食品衛生に関する担当窓口は保健介護課健康づくり係において行っており、平成10年10月に制定され、11年4月1日から施行されております感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条に基づいて、国と北海道が担当する以外の教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、提供に関する分野を担い、釧路保健所と連携しながら対応させていただいております。

次に、町民税ほかにかかわる滞納繰越についてのご質問でございます。このご質問のうち5税について答弁をさせていただき、18年度の決算見込みからそれぞれお答えしたいと存じます。

1点目の法人税についてであります。平成18年度現年度繰越分の法人町民税均等割、法人税割合計での滞納額は7件、61万1,900円、滞納繰越分は10件、63万7,300円。

次に、固定資産税では、現年度繰越分は336件、1,573万8,725円、滞納繰越分は410件、6,323万8,165円。

軽自動車では、現年度分繰越分は52件、25万9,500円、滞納繰越分は39件、19万2,200円。

都市計画税では、現年度繰越分193件、220万7,220円、滞納繰越分252件、795万9,600円。

特別土地保有税は、滞納繰越分21万6,000円となっております。

なお、当該特別土地保有税につきましては、平成10年度の地方税法改正により徴収猶予制度が創設され、この規定に基づき現在徴収を猶予しているもので、担税力等の事由により滞納ではないところであります。

税は、各種行政サービスを町民の皆様に提供するための自治体財政を支える最も根幹をなす歳入であることは言うまでもないところでありますが、滞納額の増加は、とりもなおさず町の財政基盤を大きく揺るがす一因であり、歳入確保が難しくなるだけでなく、納付義務を果たしている納税者に対して著しく公平性を欠くこととなることから、自主納税を促す、滞納を未然に防ぐ、臨戸徴収を強化する、そして誠意の見られない滞納者には、法令の規定に基づき粛々と滞納処分を行うという態度、姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

具体的には、滞納者の固定資産、国税還付金、給与、預貯金等を関係法令の規定に基づき迅速に調査し、差し押さえ等滞納処分を行うことにより、納税の義務という意識を滞納者の方々に持っていただくことが最も重要なことと考えております。

また、平成19年4月1日に釧路根室広域地方税滞納整理機構が設立されましたが、設立までの2カ月間で、そのアナウンス効果として約900万円の収納実績があったところであり、今後も滞納整理機構との連携を密にし、納税相談、督促、徴収対策を進めてまいりたいと思っております。

さらに、毎月実施しております夜間納税相談窓口の開設、臨戸徴収体制の強化により、現年度分の納期内納付率の向上を図り、早期の納税を促すことにより、滞納繰越分をこれ以上ふやさないで徴収対策をあわせて行いながら、徴収実績の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、保育料についてのご質問ですが、平成18年度決算見込みでの滞納額は、総額で532

万9,974円となっております。

内訳ですが、平成18年度現年度分が154万7,810円で、それ以前の分として378万2,164円となっております。

近年、保育料の滞納が増加する傾向にあり、担当課としても大変苦慮しているところでもあります。これまでも未納月が続いたり、漁期の終了時期、または年末、年度末、さらには決算期において文書や電話、訪問により滞納者に直接に滞納額を伝え、滞納額を認識いただくことと、誠実に納付いただいている保護者との公平性の問題、保護者の方に応分の負担をいただくことの必要性や、さらには保育行政の安定的な運営に影響が出ることなど、大きな問題であることを十分に認識をいただくよう説明をしながら、早期の納入をお願いしていますが、過年度分の多くは、離婚によってひとり親家庭となり、収入が激減したケースや借金返済などで保育料の納入ができないといった場合もあり、こういった方々には、毎年少額でも分納などで納入いただいております。

しかし、保護者の一部には、なかなか約束を守っていただけない方や呼び出しに応じないなど、責任感、規範意識に欠けるといった問題がある方もいて、今後の対応について関係各課と密接に連携をしながら、公平を確保すべく対応していかねばならないものと考えております。

学校給食費につきましては、教育長から答弁をいたします。

次に、水道使用料についてであります。水道使用料の平成18年度決算見込みにおける17年度まで過年度分未収額は、914万2,440円となっております。このうち会計年度終了後、26万1,620円が収入されており、7月31日現在の過年度分未収額は、888万820円です。

現年度分となる18年度分未収額は、2,041万6,334円となっております。水道事業会計では、出納整理期間がございませんので、現年度分については、平成19年3月分も未収金として含まれておまして、翌年4月以降に1,836万4,709円が収入となっており、7月31日現在の未収額は205万1,625円となっております。

未納者に対しましては、督促状の送付、電話での督促等を行うほか、本人に出頭要請して分割納入等の誓約させるなど滞納整理台帳を作成して、これをもとに滞納整理に当たっております。

次に、下水道使用料についてであります。下水道使用料の平成18年度分までの未収入額は116万920円ですが、出納整理期間後の6月から9月10日までに、このうち16万2,200円が収入となっており、現在の未収額は99万8,720円です。これらについては、上水道同様、未納者に対して督促等を強化し、滞納整理に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、学校給食費に関してお答えいたします。

学校給食費会計は、私会計であります。平成18年度決算での数字で報告させていただきますと、平成18年度収入調定額5,163万7,463円に対し、収入済額5,161万2,757円で、

収入未済額 2万4,706円となっており、収入率は99.95%であります。また、平成14年度からの滞納繰越額として4件、3万7,590円が繰り越されている状況であり、したがって、本年度への滞納繰越額は合計で6万2,296円でありました。

これらの滞納に関しましては、本年8月末現在、滞納額全額が収入済みとなり、滞納はない状況であります。今後とも、学校と給食センターとの連携と協力で、滞納が生じないように努力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 釧路保健福祉事務所によると、釧路管内では2008年の末までには、新增設が可能な特養ホームの定員枠は、4月現在で124名、既に町外で80人分の整備が進められておると聞いております。残りの枠は44名しかいないということであります。

国は、先ほど町長が答弁したように、今後の特養ホームの整備については、原則として個室化を図り、少人数単位で介護するユニット型とする方針を示しているのですが、心と園についてはおおむね4人1室、ユニット型にすると、利用者の費用負担がふえる可能性があるということ、さらには介護スタッフの確保についても課題となることとされており、国が縮小、廃止方針を打ち出している療養型病床については、町立厚岸病院の42床の一部を特養ホームへの転換はできないかについて検討作業中であると伺っておりますが、そこで今こそ、町長の強力な政治手腕を発揮して、心と園の定数増、定員枠増に向けて、その確保に全力で立ち向かって実現することを多くの高齢者と、もちろん多くの町民が望んでいるところであります。

さらには、食品衛生に関しましては、ご案内のようにノロウイルス、あるいはまた食品衛生法というのは61条の条文から成り立っております、この最初の第1条に食品衛生のねらいともいふべき言葉が記されております。

この法律は、次のように書かれております。

第1条、この法律は、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、公衆衛生向上及び増進に寄与することを目的とするものである。すなわち食中毒をねらいとしながら、さらに国民の保健衛生のために役立てようという高い理想を示しているのであります。

ノロウイルスは、食品衛生法で食中毒原因ウイルスと制定をされていたのであります。食中毒の起因となるウイルスは、ノロウイルスを初めアストロウイルス、サポウイルスと、今世界的にこの3つが悪さをしているわけでありまして。そして、ノロウイルス感染対策は、今現在どのようになっているのか。あみか21の方で、その窓口を開いておるようなことを言っていますけれども、やはり少なくとも、この点についてはもう少し町民、あるいは業者がわかるように窓口を開いてもらいたい。

ご案内のように、ノロウイルス菌というのは、毎年10月、来月ごろから集団感染が多発するというデータが全国的にあります。今は食中毒の予防については、自治体を初め関係機関の食品衛生業務に携わる方々、さらに感染予防対策の関係から、ご案内のように釧路保健事務所を初めとする町内に有する民間団体との共通の情報を共有することが、事故を未然に防ぐ対策につながるのではないかと考えております。

食中毒の予防と発生時の対応については、どのような対策を町として講じているのかをお尋ねをしております。

さらに、各種税を初めとする使用料、保育料、上下水道料についてお尋ねをいたしましたけれども、学校給食につきましては、どうやら順調に収納されているようですね。これは私会計でやっているんですね。この税、あるいは使用料については、本年度も上半期を迎えておりますし、担当者は大きな収納目標に向かって頑張っていたきたいと、このように思っております。

保育料については、徴収収納の窓口について、担当者はこれ教育委員会でやっておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

そして、これらの滞納繰り越しですか、できる限り不納回収処理を出さないように、納入者としてしっかり協議をしながら、よい方法を編み出しながら、丁寧に問題解決に取り組んでいただきたいと思います。

参考までに申し上げますけれども、ガス、電気については、2カ月滞るとその供給がとまります。もちろんその間、何度も何度も督促や催促、連絡があります。

以上のことで、2回目の質問を終わります。適切なるご答弁をお願いをいたします。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えをさせていただきたいと存じます。

特別養護老人ホーム心和園の関係でございますが、ただいま議員おっしゃられました8月10日付の報道記事、そのように記載されているところでございまして、私どもそういうスタンスでもって協議に入っているわけでございます。

厚岸町内の施設定員、先ほど町長申し述べましたように、参酌標準というような関係で、定員枠が50人、これ以外に配分がないという状況が長期にわたって続いてまいりました。昨年から今年にかけて、実は要介護度2から5までの方々が80人ほど増加をしております。このことから計算をいたしますと、10床程度の定員枠を厚岸町で要求できる、そういう根拠が出てまいりました。

さらには、今協議の過程ではありますが、町立厚岸病院の介護療養病床転換先として、心和園の方に9床程度振り向けが可能にならないかどうか、そういうようなことを考えますと、あくまでも現時点での選択肢の一つとしていうところなんです、心和園に2つのユニットで18床程度の増床の可能性、これを具体化できないかどうか、あわせてショートステイ10床程度を増床できれば、これまで心和園に30床程度増床したいと、かねてからずっと町長初め担当部局で考えてまいりました増床枠を何とか埋めることができる可能性があるのではないかというようなことで、今構想を温めているところでございます。

このためには、どうしても釧路管内の釧路圏高齢者保健福祉連絡協議会というのがあるんですが、そこで定員枠を認めていただく必要がございます。先ほど議員おっしゃられましたように、44人の残ということでございますが、実はこれは平成20年度までの計画の残でございまして、平成21年から23年までの次の計画の中に、ぜひこの厚岸町の枠を要求させていただきたい。その獲得のための努力を一生懸命させていただく、そうし

なければ、具体的に今後の増床をどうするかという図面も引けないわけでございまして、まずはこのところに全力を挙げさせていただきたい、そのように現在考えておりまして、今月末か来月上旬の会議の中で、私ども全力を挙げて対応をさせていただきたいなと思っております。

これは、現在厚岸町の単独の考えでございまして、釧路圏の中でどういう結論が出るかによりましては、増床数を変動する可能性がございますので、その部分については、ご理解をお願いいたしたいと思っております。11月末に向けまして、鋭意努力をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、食品衛生の部分でございます。

ノロウイルス、それからあと2つのウイルスの部分、議員さんおっしゃられましたけれども、こういう部分につきまして、もう少し町民、業者がわかるように窓口をとってお話でございます。この部分につきましては、どうしても保健所と私どもとの役割分担というところがございまして、すべてを役場の方でやるということには、なかなかいかないわけでございます。ただ、もう少し私どもも保健所からいろいろな情報をいただきながら、そして、町民の皆様にお知らせをすると、そういうような方法が必要であろうと思っております。

今年10月からのノロウイルス多発期を前にいたしまして、釧路保健所の方から啓発チラシ、ぜひ出してほしいということで、この下旬にそれがうちの方に届く予定になっております。そういうものを町民の皆さんにお渡しできるような体制をとりながら、予防についての情報が共有できるような、そういう形をつくってまいりたいと思っておりますし、広報紙やあるいは緊急な場合については、防災無線などをうまく活用しながらというようなスタンスで、情報の共有化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、予防と発生時の対策ということのご質問でございました。予防につきましては、現在そのようなスタンスで考えております。発生いたしましたというようなこととなりますと、釧路保健所にそれぞれの事業者から報告がまいります。その報告を受けまして、すぐ厚岸町の方に情報が入ってまいります。その中で、規模によりまして、食中毒対策本部をつくるのか、あるいは個別対応をするのか、そういうようなことで、釧路保健所と十分連携を図りながら感染が広がらない、そういうことを第一義的に考えまして取り組みを強めていくと、こんなふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。と存じます。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 保育料につきまして、担当課であります福祉課の方からご説明申し上げたいと思っております。

財政の厳しい状況の中、多額の保育料の対応となっていることにつきましては、今までの徴収の対応の仕方、あり方について再度見直しを図る必要があるものと考えております。これまではどうしても窓口業務を行う中で、あるいは保護者が昼間いませんので、問い合わせ等の形が夕方になってしまう等、なかなか継続して繰り返し納入の催促できなかったという状況があります。電話や文書中心とならざるを得なかったところがござ

いました。

今後は、担当課全体として業務の調整を図る中で、今よりは回数をふやした中で定期的に、継続的に電話、文書に加えて直接面談をふやすなど、納入を促していきたいとします。また、現場であります保育所から直接に保育だよりも盛り込む、あるいは保育所内に納入を促すポスターなどを掲示するなど、保護者に直接見える形での納入の呼びかけを実施、検討したいと考えております。早目早目の納入を促すなどの対策を今後、考えていきたいと思っております。

また、過年度分につきましては、計画的な分割納入を中断しないように、継続してもらおうよう粘り強く接触し、時間がかかっても納入いただくよう取り組んでいきたいと考えます。その後、再三にわたる呼びかけ等を行っても、納入しないような場合は、あるいは出頭しない、納付しない正当な理由がないといった場合につきまして、関係部局との連携のもとで負担の公平性を維持確保する上で、またさらなる対応をせざるを得ないという状況にもなるかと思っておりますが、今後、そういったことも検討して取り組んでいきたいと考えております。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

税につきましては、滞納等をふやさない、公平性の確保について頑張っていたきたいという議員のご指摘でございます。まさしくそのとおりでございます。議員おっしゃるとおり、今後もスタッフ一同、議員のご指摘のとおり、ご指示のとおり頑張りたいと思っておりますので、ひとつよろしくご理解賜りたいと思っております。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 私の方からは水道料につきまして、お答えをいたします。

ガス、電気は2カ月過ぎるととまるということでございますが、水道料金につきましては、ご承知のとおり、水の供給に対する対価がございまして、電気やガスと同様民法上の債権ということで、当然料金を支払っていただけない場合、供水停止ということが認められているところでございます。

ただし、水道というのは、非常に町民生活にかけがえないものでございますし、断水等すると、多大なる影響を与えるということで、私どもといたしましては、粘り強く督促、電話の催促等で対応してまいっておるものでございます。ただし、督促状の中には、再三にわたって支払っていただけない場合は、給水を停止することがございますので、ご協力をお願いしたいことを強く記載してございます。

今後もそういった中で、滞納整理に努力してまいりたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

- 高橋議員 今、税の納入方法、あるいはまた保育料、その他上下水道料、このように毎年毎年繰り返されるようでは、やはり歳入にかかわる大きな問題でありまして、これはできるだけ速やかに、町職員も大変であろうけれども、町の財政の運営確立のためにしっかりと取り組んで研さんに研さんを重ねて努力をしていただきたいと、このように思っております。

なおまた、私はこういった繰り越し、繰り越し、あるいはまたこういった問題が毎年繰り返されている中で、監査委員の方々からこの問題について、監査委員としての所見をお尋ねをしてまいりたい、このように思っております。

- 議長（南谷議員） 代表監査委員。

- 監査委員（今村監査委員） ただいまの再質問でございますけれども、平成18年度も今日は企業会計の決算が提案されてございますけれども、追っつけ一般会計、各特別会計の決算も提案されるのではないかとというふうに考えています。我々毎年決算審査に携わってきておりますけれども、やはりいろいろ未納の関係が一番大きな問題として残っております。

これについても、決算については慎重に審査をしてまいりまして、一応口頭報告でも述べておりますけれども、意見書の中でも、高橋議員申されたとおり、負担の公平を欠くことのないように徴収に最善を尽くしてほしいというようなことと、あわせて現状の1対1からはどうだということで、未納の事案書もその関係は使用料から分担金、雑入に至るまですべて網羅して、特に未納の内訳として一覧設けて意見書の中で表示しておるということでございますし、そういうことで監査としては、ただ特殊な災害とか何とか別といたしまして、何ら支障ないような方については、できるだけやはり徴収してまいりたいということで、我々としてもそういうことで事務処理をする方にそういうことで進めていくように申し述べていきたいというふうに考えています。

- 議長（南谷議員） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開は3時45分といたします。

午後3時08分休憩

午後3時45分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

1番、音喜多議員の一般質問を行います。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 第3回定例会に当たり、さきに通告してあります地震からの防災・減災対策について、今日まで厚岸町がとられてきた施策と今後の取り組み対策も含め、少し議

論させていただきたいというふうに存じます。

まず、地震に対する認識について、基本的なことをお伺いしてまいります。

数ある自然災害の中で、地震に対する危険度と申しますか、警戒感や災害度合い等から見て、このレベルと申しますか、ランクづけはどのように考え、位置づけされているかということでもあります。

2つ目には、長年の歳月の中で地震に対する考え方や経験と警戒からその対策は、一連の積み重ねが進化していくものと思います。それは人がかわっても、つまり担当者がかかわっても、引き継がれて土台となって生かされていくものと思います。そのような経験、記録や調査、あるいは研究などで地震に対する備えとしての対応は、どのように今日まで進めてこられたかということでもあります。

そして3つ目に、その災害被災から少しでも減らし、町民の生命と財産などをどのようなことで守るための指導と取り組みをしてきたということでもあります。それらを顧みながら、今後の取り組みについてお伺いしてまいります。

1つは、既に想定されております2つの海溝型の大型地震に備えての町の推進計画という2つの作業が一刻も急がれ、その備えと国の指導を含め進められておりますが、それらがいつごろまでにでき上がり、町民に浸透し、不測という事態に生かされるものか、具体的に説明されたいと思います。

2つ目に、地震の予測から、あるいは体感からして知る現実の中で、一步進んだ緊急地震速報が10月1日から間もなく気象庁より各伝送手段を得て、国民一般、私どもも地震を事前に知ることができるそうであり、この緊急地震速報とはどのようなものと受けとめ、生かそうとしているのか、お伺いしたいというふうに思います。

3つ目に、この緊急地震速報はなじむや浸透するまで懸念事項もあるわけですが、調べることによって活用、生かさない手はないものと思います。これを応用した取り組みは、対策も含めどのように考えておられるか、お伺いする次第でございます。

次に、4つ目に、防災無線が我が町にも導入されております。私もその導入時から携わってきておりますが、今ではほとんどの町村でも導入が進み、使い方が何でもありのようですが、緊急地震速報と、防災無線のドッキングが活用できないものかと思うものであります。状況についてお知らせさせていただきたいというふうに思います。

さらには、町民挙げての光通信が間もなく開通しようとしております。既に開発庁の光ファイバーも限定されておりますが、敷設活用されております。この緊急地震速報も有効利用する意味では、オリンピックの記録並みの時間との勝負と言われておりますが、最新の技術と施設を使って、地域間格差なしの対応はできないものかと考える次第であります。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。答弁、よろしくお願いたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、音喜多議員のご質問の地震からの防災・減災対策についてお答えをいたします。

まず、1つ目の自然災害の中で、地震に対する考え方と今までの取り組みについてお

尋ねのうち、自然災害の中で、地震による危険度のレベルはどのようにとらえているのかとのことではありますが、ご承知のとおり、当地域における自然災害につきましては、我々これまでに多くの台風、または低気圧による風水害被害などを経験しており、相当の被害も受けておりますが、大きな地震、津波も幾度か体験しており、昭和27年の十勝沖地震津波や昭和35年のチリ沖地震津波、さらには平成5年の釧路沖地震や翌年の北海道東方沖地震で、甚大な被害が発生しております。

これら過去の災害状況から見ても、やはり突然襲い、広範囲にわたって人命等に大きな影響を及ぼす特性を持つ地震及び津波による危険度が最も高いと思いますし、近年、500年間隔での巨大地震の発生が懸念されていることから、警戒すべきレベルは他に比して大きなものがあるにとらえています。

今日まで地震に対する調査、研究等で備えに対する対応をどのように進めてきたのかのお尋ねですが、近年においては、さきに述べた釧路沖地震及び北海道東方沖地震の体験を契機として、防災行政無線や津波緊急避難所の整備とあわせて、防災マップの作成がされております。

また、最近では、北海道が行った津波シミュレーションをもとに、北海道開発局の全面的な支援を受けてのハザードマップ作成モデル事業や湖南、湖北地区の漁港地区を対象とした厚岸漁港津波検討会が設けられ、津波による想定被害や対応策等の研究も行われております。さらには、これをもとに防災関係機関や町内水産団体等を構成メンバーとする厚岸町漁港地区防災協議会が組織され、さらに検討を進めているところであります。

次に、地震から生命、財産を守るための諸施策を今まで町民にどのような指導、取り組みをしてきたのかのお尋ねであります。みずからの生命を守ることを主眼として、さきに述べた防災マップやパンフレットの住民配布とあわせて、ご承知のとおり、毎年避難訓練を実施し、町広報紙の防災特集記事とあわせて、これへの住民参加を呼びかけておりますし、また昨年、地区別に全町で開催したまちづくり地域懇談会においても、津波災害を話題テーマの一つとして意見交換等も行っております。さらには、団体が企画する集いでの防災講演や自主防災組織の充実に向けた情報提供などにも取り組んできているところであります。

次に、2つ目の地震に対する今後の取り組みについて、お答えいたします。

まず、日本海溝・千島海溝周辺の地震対策推進にかかわる町の推進計画と厚岸町耐震改修促進計画に関するお尋ねですが、町の地震防災対策推進計画につきましては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い、発生する津波からの防護及び避難の確保に関する事項や、地震防災上において必要な施設等の整備に関する事項のほか、防災訓練や防災教育、さらには広報に関する計画で、特に地震津波対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、現行の厚岸町地域防災計画の中に、新たに章立てして盛り込むものであります。

現在、この推進計画の素案をもって整合性を図りながら、関連する町地域防災計画全般にわたる見直し作業を継続しており、本年度内での整理を目標に進めている状況にあります。

また、町民にどのように活用されるのかとのお質問ですが、この計画の内容につきましては、地震津波対策を推進していく上で、地方公共団体が実施すべき事項を定めるものであり、この計画自体は、直接的に町民が利活用に供する内容のものではないと思っております。

しかしながら、この推進計画をもとにした防災マップの変更や避難行動マニュアルなどの作成、さらには防災訓練や防災教育の実施において、住民が活用されるものが出てまいりますし、これらの作成や企画に当たりましては、住民にとって有効なものとなるように取り進めたいと考えています。

一方の厚岸町耐震改修促進計画につきましては、地震被害の軽減のための建物耐震化の推進に向け、平成17年10月に改正された耐震改修促進法において、市町村に耐震改修計画の策定が義務づけられたものであります。

この計画は、特に昭和56年以前の建築物の耐震改修を促進して、町内建築物の耐震性向上を図ることを目的とするものですが、計画の内容には、建築年度や構造等の調査把握をもとに、地震によって町内建築物にどれだけ被害が発生するかの想定をした上で、国や道の目標を踏まえながら、実態に即した一般建築物及び公共建築物の耐震化の目標を立てます。その上で、町や建物所有者及び建築関連業者の取り組みや耐震診断及び改修等への相談体制や支援策について明記し、さらには倒壊などによる建築物の危険度マップの作成を行うものであります。

この計画は、平成20年3月19日を契約期間として、専門のコンサルタントに委託して作業を進めておりますが、現在、既存建物の調査を行っている最中であり、まだ資料として提出できる段階ではありませんので、ご理解願います。

また、町民にどのように活用されるのかとのお質問ですが、建築物の耐震化による地域防災対策を促進するには、建物所有者みずからの問題、または地域の問題とする意識を高めることが不可欠であり、そのための啓発媒体としての活用のほか、建築物の危険度マップは、避難時の危険回避にも活用されるものであります。

次に、気象庁が発する緊急地震情報とはどのようなものかとお尋ねですが、既にテレビ等を通じて住民周知がされているとおおり、本年10月1日からスタートする緊急地震速報は、地震発生の際に、早く伝わる小さな揺れを感知して、素早く警報を出すもので、震度5弱以上が推定されるときに発表されます。十勝沖地震を想定した場合においては、当地域では大きな揺れが来る10数秒前に警報が出ることになり、テレビやラジオで放送されます。

これを受けた場合は、建物内にいるときは、家具などの転倒のおそれのあるところからは離れ、机の下など安全なところに身を寄せる。また、屋外にいる場合は、ブロック塀など倒れたり、落ちたりするものから離れる。自動車を運転中のときは、急ブレーキをせず、穏やかに速度を落とすなどの対応方法がテレビなど、さまざまな広報媒体を通じて伝えられていますが、とにかくパニックにならないよう強調されています。

なお、この緊急地震速報に関する情報は、広報あつけしの10月号でも記事に取り上げ、住民周知を図ることにしております。

次に、この情報を町民に活用する研究とその応用施策はどのように考え、とらえようとしているのかとのお尋ねですが、現在、住民がこの地震速報を受ける手段につき

ましては、テレビ、ラジオで知るか、またはブロードバンドが受信可能な環境下での専用受信機の設置によることとなりますが、携帯電話で受信可能な伝送システムを開発中との情報もあり、その伝達方法や活用方法についてさまざまな手法について、さらに検討が加えられているようであります。このためこれらの推移を見ながら、今後、町として可能な応用施策も研究をしていきたいと思っております。

次に、防災無線と緊急地震速報を活用する方法についてのお尋ねであります。現在のところ緊急地震速報を防災行政無線で活用して伝達する方法として、全国瞬時警報システムジェー・アラードの活用があります。

これは、人工衛星を経由して情報を送信し、緊急情報を瞬時に伝えようとするシステムであり、国では、このシステムについて地方への導入、普及を推進しているところであります。このシステムの有効な活用方法について、さらに実験による検討も進められております。

厚岸町におきましても、このジェー・アラードシステムの導入を考えていかなければなりません。これを導入するには、現在厚岸町に設置されている防災行政無線施設の大幅な改修等が必要となります。将来的には、現在のアナログ方式の無線施設をデジタル方式に改める必要もあり、将来の防災無線施設全般にわたるシステムについての検討をするため現在、これらの情報の入手に努めているところであります。

次に、緊急地震速報と光通信を利用した防災無線の有効活用についてのお尋ねですが、これには緊急地震速報の受信専用装置との接続によるものが考えられますが、この方法による最適な活用のあり方についても、研究が進められております。

このような現状から、将来に向けてどのようなシステムが最適なのか、さらに研究をしてまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 ありがとうございます。

今回は、地震に絞ってちょっとお伺いしてまいりたいなというふうに考えておりました。しかしながら、厚岸町は地震イコール津波という海岸地帯に住んでいるものですから、どちらかという、町民は地震を感じたら、即津波という考え方が来るのではないかなというふうに、私も感じております。

私、子供のころから昔からは、地震、雷、火事、おやじということが言い伝えられておまして、今の子供たちは知っているかどうかわかりませんが、昔にしてみれば、おやじの権威というのは、かなり怖いものと、そのような認識があって、地震もそれなりにこの地域はかなり揺れるところというか、頻繁にあるところでございますが、昔の例えにもあるとおり、地震というの一番上に来るというか、危険度の高いレベルに位置するんだなという昔のことわざの中でも感じていた次第でございます。

今の答弁の中でも、地震に対する定義というか、位置づけというか、それは決め決めのものではなくて、私もいろいろと調べてみたものの、やはりこのかわい一般的には、地震イコール津波という感じがすると、これは最も危険な自然災害かなと思うわけです。

が、地震だけをとってみると、どうなのかなという思いがして、結論が出ませんでした。それで、厚岸町としてはどのような位置づけをされているのかなというふうに、基本的なところから、まずお伺いした次第でございます。

今、お話しした中でも、地震がなくて津波が来るというのは、これご存じですね。昭和35年、チリ津波というのは地球の裏側で地震が起きて、ハワイで受けてそれが一昼夜にして道東のみならず、太平洋側一帯を襲った。しかし、阪神・淡路の場合も地震でイコール6,000人を超える方が亡くなったのは、あれは二次災害として火災によるものだったということになっているわけでありまして、最近の話では、新潟の地震においても、かなりの被害を得ていますが、地震によるあのような財産を失うとか、あるいは生命を失うという意味からすると、かなりこの地震に対する警戒心というか、対応が必要ではないのかなというふうに私は感じて、町が今日まで取り組んできた状況についてお伺いしている次第でございます。

それで、今答弁の中にもございましたが、どちらかという、繰り返しになりますが、津波というこの地域特有というか、そこを重点にとられてきております。いわゆる避難路だとか、あるいは夜間の照明、あるいはいろいろな意味では、津波に対する対応はとられてきていますが、地震というのは、本当に昔の言葉でいえば、ナマズが動いてということで、起きてみなければわからないというのが現状だったのかなと思います。後段の方に、今緊急地震速報が活用されるような状況になりますが、今までの構えというか、それががらっと変わってくるのではないかなというふうに、私は思います。

それで、今までの取り組みの仕方については、ここに書かれていることとか、そういうふうにとらえて、これがどうのこうのということを使う必要はないかなというふうに思います。ただ、これを生かしながら、今後ぜひ私たちの町については、そういう防災意識が高まって、町民の万全の体制をとれるんだとか、とるんだという構えをぜひ見せていただきたいなというふうに思います。

今日までの中でいろいろありましたですよ。国泰寺周辺においての地質調査から厚岸町はこういう地震、津波の過去に大きな被害があったよと、そういうものはやはりきちっと蓄積というか土台にして、やはり次の手だてを進めていただきたいなというふうに思います。

そして、現在今進められております、先ほどお話しいただきました日本海溝、あるいは千島海溝、これにかかわる対応しなければいけないわけですね。これはもう期限があるとか、ただ、今言われた中では、町の施策として道なり国に対する厚岸町の構えとか、そういう施策、考え方ですね、それから町民に応用していただくとか、生かしていただくという部分では、構えがちょっと違うのかなと、そういう表現の仕方されていますよね。

ですけれども、やはりそのことを町民に生かしていく、活用するというか、そうしなければ、本当に蔵に寝てしまうとか、紙にかいた絵で終わってしまう可能性がある、私はそう思うんですね。町は、そういうふうにならないようにマップを新たに手直ししてつくるといことでありますが、ぜひそれを急いでつくっていただいて、それを町民の間に浸透させていただくと、そのことが一番大事ではないのかなと。

ただし、それだったって決め決めのものとか、もう確実なものじゃないと思うん

ですよね。そのうち、状況によって臨機応変にここにも書かれておりますように、最後は自分の判断というか、能力というか、そういうものがついて回ってくるわけでありませうから、何ぼいいマップをつくってみたところで、起きるものは起きるのかもしれませんが、できるだけ少なくすると、このところをぜひ急いでやっていただきたいというふうに考えます。

それから、地震に対する耐震改修計画、これは義務づけられておりますが、新潟の例等を見ますと、やはり古い建物というか、ましてかわら屋根というか、ああいうところが非常に大きな、歴史の由緒あるような建物もまいてしまうというか、ぺっちゃんこになっちゃうという姿を見ると、厚岸町にも結構あるのではないかと、そんなことを考えるわけですが、幸いにして、日ごろからこの辺は地震があるために、新築するとか、あるいは改築に当たっては、地震に対する考え方が非常に強いものがあるから、それなりの対応ができていますやに思いますが、古いものについては、あるいは最近は特に独居老人とか、あるいは老人世帯なんか入っているうちなんか見ますと、かなり古いものもあります。

そういったことでは、どうなのかなというか、こういう危険な場合は、ただし個人の財産ですから、どうこうはできませんが、やはりその辺のところをしっかりととらえて、アピールしていく必要があるのではないのかなというふうに考えております。

これは20年ということは、来年の3月19日をもってでき上がるというか、契約が切れて、それから具体的にどうするのかは検討して、町民に公表されるのかなと、あるいは周知されるのかなというふうに思いますが、ぜひそのことは活用していただきたいというふうに思います。これもコンサルタントに出して返ってきて、それで眠ってしまったんでは、ちょっと万が一の場合には生かされないと、そもそも行政は何をしているのという話になりかねないと思いますので、ぜひそのこともきちっと対応していただきたいと思います。

それから、緊急地震速報についてお話ししていきたいと思います。

今、答弁の中にもありましたとおり、この10月1日から日本国民については、周知するようでございます。しかし、私は行政としても、もう既にこの問題に取り組んでいるのではないのかな、そのように感じてきたんですよ。これは2004年、今から3年前になりますけれども、既に2月に試験運用しているわけですね。ほかの自治体においても、あるいは事業所においても、これにいち早く対応して、地震から地域の住民を守るという意味では、既に取り組んでいるわけですね。

厚岸町もこの地域の地震群地であれば、防災無線導入した時点から、そのことがついてきているのではないのかなというふうに、私は期待していたんですが、テレビやラジオに放送される程度、そして、最近は新聞報道機関でも頻繁に多くなってきましたけれども、一緒になって町民レベルの程度の対応しか、町はとっていなかったのかなという、ちょっと疑問に思います。もう10月1日から、あるいは個人的には、それ以前から試験運用を応用してやっている方もいらっしゃるわけですね。

特に、厚岸町でその防災無線とのドッキング、それは当然改良余地があるというか、改良しなくちゃいけない。しかし、それにしても資金が使えるわけですね、国の防災資金が。今日、借金の話になれば、ちょっと問題になるけれども、防災対策の緊急債、そ

ういったものが充当可能だということで、今お話しされた地方公共団体でも、そういう同時無線装置の受け入れ、それから無線防災の改造を含めて、そういう対応ができるようになっていくわけですね。当然、国もこれだけ力を入れているわけですから、ですから、私はそれなりに準備というか、心構えをしてきているのかなと思ったんですが、その程度というか、応用できるかなというふうな言い方でとどめておきますけれども、ぜひその辺のところを進めていただきたいと、私思うんですが、いかがでしょうか。

それから、緊急地震速報、これ防災担当だけではないんですよね。これはもう町内に住んでいることをいえば、夜昼24時間関係なく、いつ地震というのが起きるかわからないというのが通説なんですけど、これは特に昼間、学校なんかでも起きると、これはもうほかの市町村では、学校に対してのモデルとかやっていきますから、例えば、今回の新潟中越では、P波から来てS波に来るまでの時間差を利用して緊急通報が出るわけですから、それでもって、机の下に隠れたとか、もうそういう指導ができたわけですから、かなり有効なものだと。

しかし、反面は初めて聞いた人とか、初めの人についての災害、慌て方というか、そういうことでの2次災害的な要素もあるということで、この6カ月間、もう中央防災会議では猶予期間もってきたわけですね。さかのぼって、今年の春にもう6カ月間の猶予をもって国民に知らせるという状況にあるわけですから、その辺はもう既に防災担当としてはキャッチしていて、その対応を急いできたんだらうと私は思うんですが、全然その辺のところもまだ話を聞いている程度に終わっているのかなと思います。

教育委員会、学校関係、それから保育所だとか、昼間に関しては、あるいは当然消防なんかは、もういち早く町民をそういった誘導というか、避難というか、そういう対応には一番先にもうそれをキャッチして構えなければいけないところですから、消防に対する現在の考え方というか、そういうものは厚岸町としてはどのように考えているのか。

それから、産業団体、産業関係についても、水産関係においても、例えば昼間、昆布とっていてそういう状況になったらどうすると、よく浜で言われる言葉ですけども、それだったって、そのときの対応というか自分の責任でやらなければいけないわけですけども、しかし、いち早くいろいろな情報がキャッチできるとによって対応ができるというか、非常に短い時間ですが、そのことをいろいろと調べると、対応が可能なんですよ。

ですから、その辺のところは厚岸町はとられているのかなと思ったら、今の答弁という状況の中では、一般に知られている程度だなというふうに受けとめさせていただきましても、ぜひその辺のところについては、どのようなお考えを持ってこれから臨まれようとしているのか、2回目の質問とさせていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

まず、津波という部分につきまして、住民指導に携わる場合には、国泰寺の調査の例を出してございましたけれども、そういった歴史的事実を踏まえながら、有効ないわゆる啓蒙活動すべきだというご提言かというふうな受けとめさせていただきますけれども、

まさにそれは大事なことだというふうに認識もいたしておりますし、実は10月に、これも北海道開発局の支援を受けた防災講演会も予定しているわけでございますけれども、こういった中でも、歴史的事実を踏まえたいいわゆる講演といいたしめようか、その中に取り入れるというようなことも考えながら、今組み立てが進められているという状況でございます。

それから、いわゆる千島海溝周辺地震対策という意味での町の推進計画、これについて住民に生かされていかなければならないものではないのか。もう一つの耐震改修促進計画、これも同様でございますけれども、これはやはり計画だけで眠らせておくというものであってはならない、これは当然のことでございます。ただ、住民にすぐ活用がないんではないかというふうに、1回目の答弁の中にあつたということでございますけれども、住民の皆様にも計画そのものをお示しして、こうなっていますから、こうしてくださいねという性格のものではないということでご理解をいただきたいと思ひますし、当然、この計画に基づいて行動計画なりそういった部分が出てくるわけでございます。

そうした中で、住民の避難活動であるとか、あるいた対応であるとか、こういったものが出てまいりますので、そういった啓蒙であるとかマニュアルづくりであるとか、そういったものには、当然これがもとになりまして、生かされていかなければならないものであるというふうに思ひますし、我々はそのような活用の中に発展させていくという性格のものだということ、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、この地震の緊急速報の関係でございます。

これにつきましては、議員おっしゃる内容のとおりでございますし、試験運用関係も始まってきております。実は、この緊急速報の情報を持ちまして、防災行政無線につながるというようなモデル的な試験というものも行われております。全国の中で、私の手で聞いているのは16カ所ほどの自治体で、そういった試験運用という形で検証がされてございます。実証試験というような形で持ってきているわけですが、そういったデータがあるんですが、実はそれぞれの受ける受信機の状況であるとか、あるいは防災無線そのものに使っているシステム上の問題、こういったようなもので情報を受けて、機械を作動させて伝達させるというまでに、長いものでは10秒以上かかっているというような現実的な問題も出てきているわけなんです。

それを即そのまま、今せいぜい10秒から数秒程度の段階で、大きな地震が来るというような警報が発せられるわけですから、もう10秒もたつてしまっているんでは、発信したときには、もう既に本震が来ているというような状況に相なります。そういったような検証がされてきた上の中で、こういったシステムがさらに有効なのかという部分も、それぞれの業界、それから気象庁含めまして、さらに研究を進めているというふうな情報を得てございます。そういった部分をやはりきちっと見据えなければならぬだろうということが1つございます。

それともう一つ、私どもの方の防災行政無線というのは、ご案内のようにもう10年以上たつてきてございます。将来的にはこれ更新というような部分も当然考えていかなければならないという中で、今この緊急情報システムを即入れるという形になりますと、操作卓そのものをそっくりかえなければならぬというような、非常に大きな投資がかかっています。その辺の更新等のコスト面、いわゆる手戻りにならないというよう

なことも考え合わせながら、計画をつくらなければならないだろうと、こういうふうに思っております。

それから、住民への周知の関係でございます。

町長の答弁にもありましたけれども、テレビ、ラジオで聞くほか、独自に専用の受信機、これを持つこともできます。これはいわゆる光であるとか、あるいはADSLだとかいうようなブロードバンド環境、いわゆるインターネットができるという環境の中で、そういう専用装置をつないで情報を提供してもらおうと、それは情報を発信するプロバイダ的な部分があるわけですが、そこからもらうという形になるんですが、これも相当な経費がかかってまいります。

発信元である気象情報云々、ちょっと名前忘れましたがけれども……

(「それは私も知っている、だからその辺いい、もうさんざん調べているから」の声あり)

- 総務課長（田辺課長）　そういう形でございますして、なかなかそれを住民がそういう大きなコストの中でつけるというのは難しいのかなというふうにも思いますし、先ほど言いました防災無線の活用ができるかという部分は少し時間をいただきたい、このように思います。

それから、各施設の対応という部分、先ほども受信装置の部分もありますけれども、そういったような形の中で、それをいかに活用していくかという部分については、まだまだ研究されているという情報も、実は気象庁の方からもいただいております、気象台の方からも。

そういうような形ですので、いましばらくお時間をいただきたいなど、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

- 議長（南谷議員）　建設課長。

- 建設課長（佐藤課長）　私の方からは、耐震改修促進計画についての内容についてお答えしたいと思います。

耐震改修促進計画につきましては、これは現在の耐震基準、これは昭和53年の宮城沖地震後に耐震設計の方法が見直されておまして、昭和56年に改正されたものが、現在の耐震設計基準となっております。その後、平成7年におきましては、阪神・淡路大震災においても、被害が少なかったとされておまして、問題となるのが、基準改正前の昭和56年以前に建てられた建物、この建物のうち基準に当てはまらない建物を現在の耐震設計基準に当てはめるようにすることを耐震化といっているものでございます。

今回の耐震改修促進計画、こうしたこの計画の中では、町内でこういった耐震化を行わなければならない建物はどの程度あるのか、現地の調査、それから住宅の台帳等から調査を行いまして、それから北海道の方で想定されております地震、こういったものの想定をもとに町内の建物はどの程度被害が発生するのか、こういったものを検討していくものでございます。

それから、こういった危険性のある建物に対して耐震化を進める上で、建築関連業者とどういった取り組みができるのか、こういったものを検討していく。それと危険度の高い建物等については、耐震化をしていかなければならない、そうしたときには、耐震診断や耐震化等に係るやはり相談の窓口、こういったものを設置するような検討もしていく。こういった検討をした中で、町民の方へアピールすると。アピールの仕方としては、その内容を広報や町のホームページ等、こういったものでアピールしていきながら、進めていきたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 時間もないので、簡潔に言います。

地震対策の基本的な考え方の中で、それを生かす方法というのは、先ほど総務課長が言われましたように、そういう相手が目に見えないものですから、漠然としている対応の仕方をしていいわけではないんですよ。やはりそれなりにしっかりと積み重ねの中でやっていかないと、いざというときには対応ができなくなるわけですから、そういう意味では、今日までの今、総務課長の言われたような考え方は私は最も大事だなと。しかし、それは総務課長だけで終わったんではだめなんです。やはりこれが後の方であり、行政に携わる人がみんな共有して、そういう構えでいかなければいけないだろうと、そういうことをしっかりと私は受けとめておいて、対応していただきたいというのがまず1つ。

それから、2つ目には、地震速報がこれ今ある防災無線とドッキングさせるとしても、全部が改修しなければいけないかということにはならないのではないのかと、その辺は調べてあるのどうなのか。調べた上で、今の気象庁の発表するジェー・アラードのものと合わないのであれば、これはいたし方ないし、行政としてこの地域の防災に対応していくとなれば、新しいものに更新していかなければいけないと、私たちはそう要求します。

口を開けば、町民の生命と財産を守ると言うわけですがけれども、それも守る意味では一助になるわけですから、それは行政として、首長としてしっかり考えていただかなければならないという、私は問題だというふうに思いますので、ぜひ今の防災無線、そして気象庁が発表するそのシステムを利用して、厚岸町の町民、あるいは日ごろ働いている皆さんがより安全にということから考えれば、前向きにぜひ対応していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、町長にお願いしておきたいことは、厚岸町で何ができるかとか、この対応をとるとすれば、どういうことなんでしょうと、いろいろ私の調べた経緯の中では、やはり厚岸町は、この太平洋と千島海域の地震に左右されるわけです。日本は、ロシア、北方4島を含めて、そこが千島列島に関する地震を受けるエアポケットになっているわけですね。これは政府でもそれは問題になっていますし、ロシアとの対応がこれからは必要だというふうに判断をしているわけです。

私たちにすれば、本当に襟裳沖の太平洋をかけての、そしてまた過去の例から見れば、千島あたりのそういう地震地帯に対応できることを考えていかなければいけないとする

ならば、ぜひ政府に働きかけて、ロシアに対する地震計の設置をこれは人道的なものですから、比較的私は友好的問題になるのではないのかなと、大げさなことになるかもしれませんが、私はそう考えます。

今気象庁は全国で1,000カ所の地震計を張りめぐらせた中でのこういう装置でもって、国民を地震から守るといふか、災害から守るといふことをやろうとしているわけですが、北方における部分は、道東に住む私たちにとっては、一番マイナーな部分ですので、ぜひそのことを考えて対応していただけないものかというか、これは国と国との問題になるかもしれませんが、国に働きかけていくという一つの対応というか、それもお願いしなければいけない部分だと、私は思うのであります。

そんなことやいろいろなことを考えますが、やはりこの地域の防災を守っていく一つとして、ぜひ力を注いでいただけますようお願いしたいというふうに思います。

今の質問に対しての考えがあれば、いただきたいというふうに存じます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、対北方領土における地震計の設置等について、これは大変大きな課題であり、私といたしましては、この問題を研究しながら、国に要望できるものについては要望してまいりたいと、そういうふうに考えております。

他の問題については、担当課長から答弁をさせます。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

防災に取り組む姿勢という面では、決して私だけではなくて、やはりすべての職員がそのような考えでなくてはならないと思っていますし、当然そのような考えの中で、それぞれの部門での対応、こういったものに取り組んでいるものだというふうにも理解しておりますし、まさに音喜多議員さんがおっしゃるとおりだというふうに思っております。そのように心がけてまいりたいというふうに思います。

それから、いわゆる緊急速報の受信の関係でございますけれども、私どもの今の防災行政無線の装置のいわゆる受けまして、それを自動的に流すという形になりますと、現在持っている操作卓、これをすべて取りかえなければならない。対応できるようなものになっていないというのが実態でございます。

業界から聞いているのは、平成9年か10年以降に設計されているものについては、外部出力なり、そういったものに対応できるという柔軟な設計になっているようでございますけれども、それ以前のものについては、それが対応できない。ですから、そっくりまず制御盤を取りかえなければならないという問題が1つあります。

それともう一つ、デジタル化というのは別な問題なんですけど、今の流れとしてアナログ形式からデジタル化への動き、これは消防無線もすべて変わるということでございますけれども、そういった動きにある。当然、私どもの無線機についても、将来的にはそういうような更新時にそういうものも考えていかなければならない。そういうことを

考えますと、今そこで制御盤を投資したものが、またデジタル化への更新でそっくりまた入れかえなければならぬ、このような状況にも相なります。

そういうようなもろもろの事情がありますものですから、どうすることがより有効なのか、厚岸町として適当なのかという部分での情報収集を今行っているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

この後、委員会も予定が入っておりますので、本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 41 分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 19 年 9 月 19 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員